

第九十三回国会
衆議院

内閣委員会議録第九号

昭和五十五年十一月十一日(火曜日)

午後一時三十一分開議

出席委員

委員長 江藤 隆美君

理事 愛野興一郎君 理事 稻村近四郎君

理事 染谷 誠君 理事 塚原 俊平君

理事 岩垂喜男君 理事 上田 卓三君

理事 鈴切 康雄君 理事 神田 厚君

有馬 元治君 上草 義輝君

小渡 三郎君 粕谷 茂君

川崎 二郎君 木野 晴夫君

倉成 正君 笹山 登生君

田名部匡省君 田村 元君

竹中 修一君 宮崎 茂一君

上原 康助君 角屋堅次郎君

矢山 有作君 渡部 行雄君

市川 雄一君 榑 利夫君

中島 武敏君 河野 洋平君

出席國務大臣

國務大臣 中曾根康弘君

(行政)管理厅长 官 林 伸樹君

出席政府委員

行政管理厅长官 官 林 伸樹君

官房審議官 官 佐倉 尚君

行政管理厅长官 官 中 庄二君

行政管理厅长官 官 中 庄二君

行政管理厅长官 官 中 庄二君

行政管理厅长官 官 中 庄二君

行政管理厅长官 官 中 庄二君

行政管理厅长官 官 中 庄二君

行政管理厅长官 官 中 庄二君

行政管理厅长官 官 中 庄二君

行政管理厅长官 官 中 庄二君

行政管理厅长官 官 中 庄二君

行政管理厅长官 官 中 庄二君

行政管理厅长官 官 中 庄二君

行政管理厅长官 官 中 庄二君

行政管理厅长官 官 中 庄二君

同月六日

同和对策の充実に關する請願(塩崎潤君紹介)

(第九五五号)

外地派遣旧軍属の処遇改善に關する請願(有馬

元治君紹介)(第九五六号)

同(武藤嘉文君紹介)(第九五七号)

同(山中貞則君紹介)(第九五八号)

同(渡海元三郎君紹介)(第九五九号)

同(上村千一郎君紹介)(第九六〇号)

同(横山利秋君紹介)(第九六一号)

同(久保三郎君紹介)(第九六二号)

在外財産補償の法的措置に關する請願(有馬元

治君紹介)(第九六三号)

同(谷津一君紹介)(第九六四号)

同(河本敏夫君紹介)(第九六五号)

同(戸井田三郎君紹介)(第九六六号)

同(勝岡田清一君紹介)(第九六七号)

同(北川石松君紹介)(第九六八号)

同(小林恒人君紹介)(第九六九号)

同(三枝三郎君紹介)(第九七〇号)

同(堀谷一夫君紹介)(第九七一号)

同(玉城栄一君紹介)(第九七二号)

同(柳沢伯夫君紹介)(第九七三号)

同(柳沢伯夫君紹介)(第九七四号)

同(柳沢伯夫君紹介)(第九七五号)

同(柳沢伯夫君紹介)(第九七六号)

同(柳沢伯夫君紹介)(第九七七号)

同(柳沢伯夫君紹介)(第九七八号)

同(柳沢伯夫君紹介)(第九七九号)

同(柳沢伯夫君紹介)(第九八〇号)

同(柳沢伯夫君紹介)(第九八一号)

同(柳沢伯夫君紹介)(第九八二号)

同(柳沢伯夫君紹介)(第九八三号)

同(柳沢伯夫君紹介)(第九八四号)

同(柳沢伯夫君紹介)(第九八五号)

同(柳沢伯夫君紹介)(第九八六号)

同(柳沢伯夫君紹介)(第九八七号)

同(柳沢伯夫君紹介)(第九八八号)

同月七日

旧中華航空株式會社従業員を恩給法による外国

特殊機關職員として指定に關する請願(関谷勝

嗣君紹介)(第一〇三五号)

旧満州棉花協會等を恩給法による外国特殊機關

として指定に關する請願(足立篤郎君紹介)(第

一〇三八号)

同(村上勇君紹介)(第一〇三九号)

同(石川要三君紹介)(第一〇四〇号)

台湾残置私有財産補償に關する請願(江藤隆美

君紹介)(第一〇四五号)

旧勲章叙賜者の名譽回復に關する請願(阿部昭

吾君紹介)(第一〇四六号)

同(佐藤孝行君紹介)(第一〇四七号)

同(中川秀直君紹介)(第一〇四八号)

同(松野頼三君紹介)(第一〇四九号)

同(関谷勝嗣君紹介)(第一〇五〇号)

同(西岡武夫君紹介)(第一〇五一号)

同(堀之内久男君紹介)(第一〇五二号)

國家公務員等退職手当法の改悪阻止に關する請

願外二件(中西績介君紹介)(第一〇五三号)

在外財産補償の法的措置に關する請願(木野晴

夫君紹介)(第一〇五四号)

同(近藤鉄雄君紹介)(第一〇五五号)

同(佐野嘉吉君紹介)(第一〇五六号)

同(佐野嘉吉君紹介)(第一〇五七号)

同(中山正暉君紹介)(第一〇五八号)

同(中山正暉君紹介)(第一〇五九号)

同(中山正暉君紹介)(第一〇六〇号)

同(中山正暉君紹介)(第一〇六一号)

同(中山正暉君紹介)(第一〇六二号)

同(中山正暉君紹介)(第一〇六三号)

同(中山正暉君紹介)(第一〇六四号)

同(中山正暉君紹介)(第一〇六五号)

同(中山正暉君紹介)(第一〇六六号)

同(中山正暉君紹介)(第一〇六七号)

同(中山正暉君紹介)(第一〇六八号)

同(中山正暉君紹介)(第一〇六九号)

第一類第一号

内閣委員會議録第九号 昭和五十五年十一月十一日

- 同(唐沢俊二郎君紹介)(第一一九一號)
同(串原義直君紹介)(第一一九二號)
同(倉石忠雄君紹介)(第一一九三號)
同(小坂善太郎君紹介)(第一一九四號)
同(清水勇君紹介)(第一一九五號)
同(下平正一君紹介)(第一一九六號)
同(中村茂君紹介)(第一一九七號)
同(羽田孜君紹介)(第一一九八號)
同(宮下創平君紹介)(第一一九九號)
外地派遣旧軍属の処遇改善に関する請願(大原一三君紹介)(第一二一八號)
同(野呂恭一君紹介)(第一二一九號)
同(下平正一君紹介)(第一二二〇號)
同(新盛辰雄君紹介)(第一二二一號)
同(堀之内久男君紹介)(第一二二三號)
同(渡部行雄君紹介)(第一二三三號)
国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願(中西續介君紹介)(第一二三四號)
旧満州棉花協會等を恩給法による外国特殊機関として指定に関する請願(赤城宗徳君紹介)(第一二六六號)
同(伊藤宗一郎君紹介)(第一二二七號)
同(武藤嘉文君紹介)(第一二三八號)
旧中華航空株式會社従業員を恩給法による外国特殊機関職員として指定に関する請願(三池信君紹介)(第一二三九號)
同月八日
外地派遣旧軍属の処遇改善に関する請願(三原朝雄君紹介)(第一二四八號)
在外財産補償の法的措置に関する請願(原田憲君紹介)(第一二四九號)
同外一件(内海英男君紹介)(第一三八〇號)
同(安田貴六君紹介)(第一三八一號)
同(山崎拓君紹介)(第一三八二號)
同(伊藤宗一郎君紹介)(第一四九一號)
旧満州棉花協會等を恩給法による外国特殊機関として指定に関する請願(宇野宗佑君紹介)(第一三五〇號)
同(大原一三君紹介)(第一三五一號)
同(櫻内義雄君紹介)(第一三五二號)
同(谷垣專一君紹介)(第一三五三號)
同(野呂恭一君紹介)(第一三五四號)
同(福島讓二君紹介)(第一三五五號)
同(木野晴夫君紹介)(第一四六〇號)
同(倉成正君紹介)(第一四六一號)
同(藤田義光君紹介)(第一四六二號)
同(上村千一郎君紹介)(第一四九四號)
同(柴谷誠君紹介)(第一四九五號)
旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願(松野幸泰君紹介)(第一三七八號)
同(武藤嘉文君紹介)(第一三七九號)
同(愛野興一郎君紹介)(第一四一九號)
同(赤城宗徳君紹介)(第一四二〇號)
同(甘利正君紹介)(第一四二一號)
同(有馬元治君紹介)(第一四二二號)
同(稻村利幸君紹介)(第一四二三號)
同(小沢辰男君紹介)(第一四二四號)
同(越智伊平君紹介)(第一四二五號)
同(大野明君紹介)(第一四二六號)
同(加藤常太郎君紹介)(第一四二七號)
同(海部俊樹君紹介)(第一四二八號)
同(金九信君紹介)(第一四二九號)
同(龜岡高夫君紹介)(第一四三〇號)
同(木村守男君紹介)(第一四三一號)
同(倉成正君紹介)(第一四三二號)
同(小山長規君紹介)(第一四三三號)
同(河野洋平君紹介)(第一四三四號)
同(國場幸昌君紹介)(第一四三五號)
同(坂本三十次君紹介)(第一四三六號)
同(桜井新君紹介)(第一四三七號)
同(塩崎潤君紹介)(第一四三八號)
同(澁谷直藏君紹介)(第一四三九號)
同(田川誠一君紹介)(第一四四〇號)
同(田島衛君紹介)(第一四四一號)
同(田中角榮君紹介)(第一四四二號)
同(田村良平君紹介)(第一四四三號)
同(高島修君紹介)(第一四四四號)
同(野田毅君紹介)(第一四四五號)
同(古屋亨君紹介)(第一四四六號)
同(保利耕輔君紹介)(第一四四七號)
同(堀之内久男君紹介)(第一四四八號)
同(前田正男君紹介)(第一四四九號)
同(三原朝雄君紹介)(第一四五〇號)
同(毛利松平君紹介)(第一五一〇號)
同(森清君紹介)(第一四五一號)
同(森美秀君紹介)(第一四五二號)
同(森田一君紹介)(第一四五三號)
同(山口敏夫君紹介)(第一四五四號)
同(山下徳夫君紹介)(第一四五五號)
同(依田実君紹介)(第一四五六號)
同(渡部恒三君紹介)(第一四五七號)
同(渡辺栄一君紹介)(第一四九九號)
国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願外一件(大出俊君紹介)(第一三八三號)
台湾殘置私有財産補償に関する請願(田中昭二君紹介)(第一三八四號)
国家公務員の給与法早期成立に関する請願(甘利正君紹介)(第一四八九號)
徴兵制復活、軍備拡張反対等に関する請願(井岡大治君紹介)(第一四九〇號)
同(井上一成君紹介)(第一四九一號)
北九州財務局の福岡市存置に関する請願(阿部未喜男君紹介)(第一四九三號)
同月十日
国家公務員の給与法の早期成立等に関する請願(安藤巖君紹介)(第一五〇一號)
同(岩佐恵美君紹介)(第一五〇二號)
同(浦井洋君紹介)(第一五〇三號)
同(小沢和秋君紹介)(第一五〇四號)
同(金子満広君紹介)(第一五〇五號)
同(栗田翠君紹介)(第一五〇六號)
同(小林政子君紹介)(第一五〇七號)
同(神利夫君紹介)(第一五〇八號)
同(瀬崎博義君紹介)(第一五〇九號)
同(瀬長亀次郎君紹介)(第一五一〇號)
同(辻第一君紹介)(第一五一一號)
同(寺前巖君紹介)(第一五五三號)
同(中路雅弘君紹介)(第一五五三號)
同(中島武敏君紹介)(第一五五四號)
同(野間友一君紹介)(第一五五五號)
同(林百郎君紹介)(第一五五六號)
同(東中光雄君紹介)(第一五五七號)
同(不破哲三君紹介)(第一五五八號)
同(藤田スミ君紹介)(第一五五九號)
同(藤原ひろ子君紹介)(第一五六〇號)
同(正森成二君紹介)(第一五六一號)
同(松本善明君紹介)(第一五六二號)
同(三浦久君紹介)(第一五六三號)
同(三谷秀治君紹介)(第一五六四號)
同(義輪幸代君紹介)(第一五六五號)
同(村上弘君紹介)(第一五六六號)
同(山原健二郎君紹介)(第一五六七號)
同(四ツ谷光子君紹介)(第一五六八號)
同(渡辺貢君紹介)(第一五六九號)
同(上原康助君紹介)(第一五七〇號)
同(広瀬秀吉君紹介)(第一五七一號)
同(矢山有作君紹介)(第一五七二號)
同(山花貞夫君紹介)(第一五七三號)
同(湯山勇君紹介)(第一五七四號)
同(吉原米治君紹介)(第一五七五號)
憲法第九条の擁護等に関する請願(三浦久君紹介)(第一五七六號)
自主憲法制定に関する請願(瀬戸山三男君紹介)(第一五七七號)
同(小此木彦三郎君紹介)(第一五七四號)
旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願(小渡三郎君紹介)(第一五七八號)
同(越智通雄君紹介)(第一五七九號)
同(金子一平君紹介)(第一五八〇號)
同(木下敬之助君紹介)(第一五八一號)
同(木村武千代君紹介)(第一五八二號)
同(坂田道太君紹介)(第一五八三號)
同(白川勝彦君紹介)(第一五八四號)
同(泰道三八君紹介)(第一五八五號)
同(谷川和穂君紹介)(第一五八六號)

同(八田貞義君紹介)(第一五八七号)
同(平沼起夫君紹介)(第一五八八号)
同(藤本孝雄君紹介)(第一五八九号)
同(三原朝雄君紹介)(第一五九〇号)
同(宮崎茂一君紹介)(第一五九一号)
同(安田貴六君紹介)(第一五九二号)
同(渡辺朗君紹介)(第一五九三号)
同(今井勇君紹介)(第一五九四号)
同(木村俊夫君紹介)(第一六六九号)
同(根本龍太郎君紹介)(第一六七〇号)
国家公務員等退職手当法の改悪阻止に関する請願(上原康助君紹介)(第一五九五号)
同(部谷孝之君紹介)(第一五九六号)
同(青山丘君紹介)(第一六九〇号)
同(和田一仁君紹介)(第一六九一号)
同(和田耕作君紹介)(第一六九二号)
在外財産補償の法的措置に関する請願(小沢一郎君紹介)(第一五九七号)
同(中村正三郎君紹介)(第一五九八号)
同(原健三郎君紹介)(第一五九九号)
同(倉成正君紹介)(第一六七一号)
同(細田吉藏君紹介)(第一六七二号)
旧満州棉花協会等を恩給法による外国特殊機関として指定に関する請願(愛野興一郎君紹介)(第一六〇〇号)
同(八田貞義君紹介)(第一六〇一号)
同(宮下創平君紹介)(第一六七三号)
徴兵制復活、軍備拡張反対等に関する請願(東中光雄君紹介)(第一六〇二号)
同外一件(藤田スミ君紹介)(第一六〇三号)
同(村上弘君紹介)(第一六〇四号)
同(正森成二君紹介)(第一六〇五号)
同(三谷秀治君紹介)(第一六〇六号)
同(四ツ谷光子君紹介)(第一六〇七号)
同(湯山勇君紹介)(第一六九四号)

国家公務員の賃金引き上げ及び退職手当法改正、定年制法制化反対等に関する請願(米田東吾君紹介)(第一六九五号)
国家公務員等退職手当法の改悪阻止に関する請願(小沢貞孝君紹介)(第一六九六号)
同(玉置一弥君紹介)(第一六九七号)
在外財産補償の法的措置に関する請願(桑谷誠君紹介)(第一六九八号)
同(野呂恭一君紹介)(第一六九九号)
同外一件(数仲義彦君紹介)(第一七〇〇号)
国家公務員の給与法の早期成立等に関する請願(五十嵐広三君紹介)(第一七〇一号)
同(岡田利春君紹介)(第一七〇二号)
同(川口大助君紹介)(第一七〇三号)
同外一件(小林進君紹介)(第一七〇四号)
同(島田琢郎君紹介)(第一七〇五号)
同外一件(武部文君紹介)(第一七〇六号)
同(塚田庄平君紹介)(第一七〇七号)
同(山本幸一君紹介)(第一七〇八号)
同(米田東吾君紹介)(第一七〇九号)
同(渡部行雄君紹介)(第一七一〇号)
同(渡辺三郎君紹介)(第一七一一号)
は本委員会に付託された。

十一月十一日

靖国神社公式参拝に関する陳情書外十九件(島根県議会議長桐田晴喜外十九名)(第七二二号)
靖国神社国家護持に関する陳情書外四件(熊本県宇土郡不知火町議會議長嶋谷伊助外四名)(第七二三号)
同和对策事業特別措置法の期限延長に伴う附帯決議の早期実現に関する陳情書外七十六件(京南市議會議長田中喜左衛門外七十六名)(第七四号)
情報公開法の制定に関する陳情書(東京都港区赤坂九の一の七日本ペン・クラブ会長高橋健二)(第七五号)
中小企業専任大臣の設置に関する陳情書(関東

一都九県議會議長会代表東京都議會議長高橋一郎外九名)(第七六号)
北九州財務局の存置に関する陳情書(久留米市議會議長荒木良人)(第七七号)
旧軍人・軍属恩給資格者に対する恩給法等の改善に関する陳情書外二十九件(男鹿市議會議長目黒晃治外二十九名)(第七八号)
公務員給与法の早期改正に関する陳情書外三件(札幌市中央区北四条西の四北海道公務員共闘會議長加茂繁雄外三名)(第七九号)
行政不服審査法の一部改正に関する陳情書(神奈川県足柄下郡湯河原町吉浜一六〇〇常盤辰蔵)(第一五七号)
は本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件

臨時行政調査會設置法案(内閣提出第二四号)

○江藤委員長 これより會議を開きます。

臨時行政調査會設置法案を議題といたします。趣旨の説明を求めます。中曾根行政管理庁長官。

臨時行政調査會設置法案
〔本号末尾に掲載〕

○中曾根國務大臣 ただいま議題となりました臨時行政調査會設置法案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。
近年、わが国内外の社会経済情勢は大きく変化し、わが国は、今後、エネルギー・資源の制約、財政赤字の累積等の多くの困難を克服しつつ、経済の発展と社会の成熟化の進展、先進国家としての国際的役割の増大等に伴う新たな課題に対応していくことが要請されております。

の中で、国民の要請に的確にこたえる簡素で効率的な行政を実現するとともに、新たな時代への移行に対応した行政の諸制度の確立を図ることが強く求められているところであります。そこで、政府といたしましては、今後における行政の抜本的な改善を推進するため、長期的かつ総合的視点から行政の適正かつ合理的なあり方を検討する必要があると考え、今般各界の英知を結集した權威の高い調査審議機関として、総理府に臨時行政調査會を設置することとし、ここにこの法案を提出した次第であります。

次に、法案の内容について御説明申し上げます。

臨時行政調査會は、社会経済情勢の変化に対応した適正かつ合理的な行政の実現に資するため、行政制度及び行政運営の改善に関する基本的事項を調査審議し、その結論に基づいて、内閣総理大臣に意見を述べ、または内閣総理大臣の諮問に対し答申することとを任務としております。

調査會の意見または答申については、内閣総理大臣はこれを尊重しなければならないこととする。とともに、調査會は、これを内閣総理大臣から國會に対して報告するよう申し出ることができる規定を設けることとしております。これは、行政の改善問題については、行政府がその責に任ずることとはもちろんであります。が、あらかじめその問題点を国民及びその代表たる國會に提示し、十分な御協力を仰ぎたいとの趣旨によるものであります。

調査會の組織については、内閣総理大臣が、兩議院の同意を得て任命する委員九人をもって構成するとともに、専門の事項を調査審議させるため専門委員を、また、調査會の調査事務その他の事務を処理させるため事務局を置くこととしております。

また、調査會の権能については、行政機関の長等に対して資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができることとしてい

できることとしております。

なお、調査会は臨時の機関として設置されるものであり、政令で定める本法律の施行期日から起算して二年を経過した日に廃止されることとしております。

このほか、関係法律について所要の改正を行うこととしております。

以上が、この法案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○江藤委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○江藤委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。渡部行雄君。

○渡部(行)委員 最初に、本来ならばこれほど大きな行政改革の問題でございましてから総理にお尋ねしたいのでございますが、総理の出席が不可能だということでございますから、この分については留保をさせていただきます。

〔委員長退席、愛野委員長代理着席〕

そこで、行政管理局長官にお伺いいたしますが、今度の新たな臨時行政調査会設置法案をめぐる諸問題についてでございますけれども、これは歴史的な経過もございまして、いまから約二十年前に同じように第一臨調が行われておりますので、この名称を第二臨調というふうに略してこれから申し上げることをお許し願いたいと思っております。そこで、この第二臨調を設置するに至った一つの必要条件と申しますが、その理由について長官の所信をお願いしたいと思います。

○中曾根国務大臣 第一臨調が設置されました二十一年間たちましたが、第一臨調は大体経済成長時代の入り口につくられたものでございまして、またその答申の成果につきましては、その後政府もいろいろ努力してきたところでございますが、時

代が大きく変わりました。経済発展成長から安定成長の時代に向かいました。そういう大きな変化がわれわれの経験したところでございます。その上に、最近内外の情勢が非常に大きくまた変わってまいりました。国際関係における日本の役割りも非常に増大してまいりました。また国内におきましても、高学歴の成熟した社会が実現いたしましたし、自由と人権を求める市民社会の岩盤も厳然と拡大しつつある状況でございますし、コンピュータその他の発達によりまして、情報公開問題やプライバシー保護の問題という新しい問題も提起される状態でございます。このような新しい時代を迎えまして、日本の政府のあり方あるいは行政の機能というものがいかにあるべきかという基準をまずつくっていただき、その基準に基づいて結論を出していただきたい、今後のわれわれの行政改革の指針にしたい、こういう考えに立ちまして、臨時行政調査会を設置することにお願いしておるわけでございます。

○渡部(行)委員 そこで行政ということについて一体どういうふうな御認識を持っておられるのか、ただ単に政府機関の組織的なものとして受け取っておられるのか、それとも三権分立の中における大きな役割りと申しますか、その均衡の上で把握しておられるのか、その辺についての行政の概念と申しますか、御認識についてお伺いいたします。

○中曾根国務大臣 行政を見ますと、一面におきましては国家統治の機構及びその機能という面がございまして、またこれを国民の側から見ますと、憲法に基づきまして、政府の権力は国民に由来して、またその結果は国民が享受する、厳然と憲法にも書かれておりまして、国民がその福祉の結果を享受するという立場にもございまして、そういう面からも、公務員は全体の奉仕者として憲法に位置づけられております。そういう面を見ますと、国民の側から見ますれば、行政はサービスを受け福祉を享受する一つの手段である、そのようにも考えられるのではないかと思います。そういうよ

うな国家統治の機能及び機構という面と、それから国民サイドから見ますサービスの享受という面と両方を両立させながら、そして簡潔、効率的な政府であるいは政府機能をつくっていく、そういう考えに立ってわれわれは行政というものを今日受けとめておる次第でございます。

○渡部(行)委員 そこで、去る九月十二日の閣議での長官の御発言の中に、肥大化した行政ということが述べられておるわけですが、この肥大化というのは、三権分立の中におけるいわゆる司法、立法と行政という一つの均衡が破れて行政の方が大きくなっている、こういう御認識なのか、それともただ事務量だけが肥大化した、こういう御認識なのか。この肥大化した行政という中身についてひとつお伺いしたいと思います。

○中曾根国務大臣 肥大化したという理由にはいろいろあると思います。たとえば経済の発展に伴いまして環境問題という問題が出てまいりました。あるいは新しい科学技術の発明と同時に原子力問題等も出てまいりまして、これらも国民の重大な関心を呼んでおる新しい分野でございます。あるいはさらに経済の発展に伴いまして、さまざまな国民生活に影響を及ぼす問題が出てまいっております。たとえば原発の問題一つにいたしまして、あるいは石油の問題一つにいたしまして、国民生活に甚大な影響を及ぼすようになってきておるわけでございます。したがって、戦争前あるいは戦争直後と行政の概念の中には変化があると思えます。質的に新しいものがつけ加えられてまいりまして、それに応ずるような機構なり人員なりもまた付加されて出てきていると思えます。あるいは福祉行政の重要性が叫ばれまして、その面の機構や人員もふえてきておる現状ではないかと思えます。

そういうような時代の進展に即応して機構や人員もふえてきておるところでございますけれども、また一面におきましては、その人員や機構の配置が必ずしもバランスを得たものでないという批判もございまして、片方では非常に忙しい役所が

あると同時に、また片方では新聞を読んだばかりでふかしていろいろ批判されるところもございまして、そういうような面を整理統合いたしまして簡素化させる、あるいはさらにりっぱな能力を持ったものに仕上げていく、そういうような使命を私たちは持つておるものと考えております。

○渡部(行)委員 ただいま相当各般にわたっての御見解が述べられました。話を承ると、今度の行政の攻撃の矢は農林省と福祉関係の厚生省に向けられておるというようにお話を承るわけでございます。いま長官のお話では、福祉行政の進展という御認識もあるようでございまして、今回の富士見病院あるいは養老院といういろいろな問題についても、これはまだまだ厚生行政が不徹底じゃないかというふうに私は考えておるわけですが、こういう問題を的確に処理しながら国の行政の徹底を期していくためにはどうしたらいいのかという点について、いまのお話に関連してお伺いをいたします。

○中曾根国務大臣 新しい情勢出現と同時に、行政もこれに対応しなければなりませんし、必要なところには機構や人員も強化していかなければならぬと思えます。しかし、また一面におきまして、財政能力の限界と国民負担の限界というものがございまして、その両者を調和せしめていくというところに政府の努力の目標があると思えます。

○渡部(行)委員 そこで、現在の日本は官僚主義社会になっているのかどうか、この辺の御認識はいかがでしようか。

○中曾根国務大臣 官僚主義社会という定義がどういうことを意味しておるか、私はよく存じませんが、日本の官僚は、私は世界的比較においてかなり優秀である、そう考えております。よく言われることでございますが、フランスの官僚制度と日本の官僚制度というものはわりあい世界から評価されていると思えます。私もそういうような感じがいたしております。

しかしながら、官僚制度の中身自体を今度とし

さいに分析してみますと、硬直化しておたりあるいはなわ張り争いが激しくなってきたり、そういう点から国民の皆様方から非常に指弾されている面も少なくないのではありません。いわゆる官僚システムというものをつくる以上は、必ずそういう病氣もまた随伴してくるのでございまして、そういう面は大いに矯正していかなければならぬと思ひますが、総じて言えば、日本の公務員諸君や公務員システムというものは世界的比較においてはかなり清潔であり、かつ効率的であると私は考えております。

○渡部(行)委員 官僚主義という一つの概念についてはいろいろあると思ひますけれども、一口に言うならば、いわゆる行政組織に従事する人たちが政治家の権限を平気で侵す、あるいは乗り越える、そしてむしろ立法が行政に服従させられるというような状態、そして官僚と国家独占とが結びついて経済支配の一翼を担う、こういう体制が私は官僚主義だと思ひます。

そういうふうな考へていくならば、今日の日本のあり方というのは、明らかに官僚主義社会になつてゐるのではないだろうか。たとへて言うならば、いつも問題になるのですが、事務次官やあるいは参事官あたりが大臣の答弁や発言を修正したり、あるいはそれを乗り越える発言をやったり、こういうことが平然として行われておるし、またKDDのような事件にいたしましても、あのような資本との癒着というものが明らかになつてきておる。そしてお役所仕事として、役所のやる仕事は住民になかなかなじまない、背を向けられてゐる面が非常に多い。しかも大臣はというと、はなはだしいのは七月で交代する。こんなことで日本の行政がやれるだろうか、本當の民主政治がやれるだろうか。私はそういう意味では、官僚機構が確立しているから、もう大臣は、無用の長物と言つてはなんですが、床の間の置き物に等しいような状態に置かれておる。こういう体制を打破しない限り、どんなにりっぱな答申案を書いても、それが実行に移されるということは非常にむづかしいのではないだろうか。

しいのではないだろうかというふうな考へられてならないわけですね。まあこれから逐次具体的にその問題について掘り下げていきますけれども、そういう点では長官はどのように考へてでしょうか。

○中曾根国務大臣 基本的には渡部委員と私も同感でございます。ただ、最近におきましては、立法府や国会の力が非常に強くなつてまいりまして、アメリカにおきましてもイギリスにおきましても、あるいは日本におきましてもそういう傾向が見られると思ひます。これは民主主義の成果でありまして、私はそのことは正しいことであると思ひます。

○渡部(行)委員 そこで、この民主化の問題、先ほど長官は自由と人権というお言葉を使われましたが、私はその思想というのは非常に大事なことであると思つております。そこで民主化というものの別名は一体何だろうか。これはつまり権力の集中を避けてなるべく権力というものを分散させる、これが私は民主化の別名じゃないか。そういうふうにして考へていけば、いまこの民主化を果たす上で重要なことは、特に地方の時代と言われ

ておる今日、中央集権的な権力のあり方ではなしに、中央の権限の移譲、事務の地方公共団体に対する移管、補助金の整理、国と地方公共団体との税の配分の見直しあるいは先ほども出ました情報化社会におけるその対応としての情報公開法の制定、プライバシー問題に対する法秩序の確立、こういうことができてこそ具体的な民主化の裏づけとなつていくものと思ひます。ですから、これらの問題に対する長官の考へを明らかにしていただきたいと思ひます。

○中曾根国務大臣 行政におきましても、自由と人権の尊重というものは最大限に尊重するべきことであると思ひますし、国民の参加をさらに求め、国民の御納得を得るような手だてをつくることも必要であると思ひますし、さらに人権を守るために、プライバシーの保護というような点につきましても、政治は行政とともに最大限の努力を

していく必要がある。そういう新しい時代のニーズに合った政治あるいは行政というものを展開していかなければならないと確信しております。

○渡部(行)委員 それでは今度の行政改革を通じて、あるいは第二臨調を通じて、いまこの権力の中で地方公共団体とかかわつておる部分が相当あるわけでありまして。そういう点の整理について、権限の移譲なりあるいは事務的な委託をしておるけれども、最終的権限は中央の権限に属して、そして最後に市町村長がやろうとしてもやれない、こういうような非常に矛盾のある分野が相当あるわけですね。そういう点についての問題をどういうふうにして処理しようと思ひますか。

○中曾根国務大臣 中央と地方の關係は、官業と民業の關係とともに今日非常に重要な問題であると思ひます。これらの問題は、第二臨調におきまして委員の皆様方が恐らく議題としてお取り上げいただきまして、御審議願へる問題ではないかと思ひます。

○渡部(行)委員 少し具体的にお答え願ひたいのですが、たとえば事務の移管とかあるいは補助金の整理というのはいくつの程度のことを考へておられますか。

○中曾根国務大臣 当面私たちがやらされておりますこと、あるいは五十五年行革とか、われわれが行革の範囲内でやっておりますことは、いま一生懸命努力しておるところでございますが、補助金の整理にいたしましても三千八百件の四分の一、これを早く整理する、そういう方針で今度の予算編成に当たりましては大蔵と協力しまして推進していくつもりでございます。大きい観点から見ました中央と地方の行政の分野をどういうふう

○渡部(行)委員 ちょっといま三千八百件の四分の一と言ひましたが、それは三千八百円ですか。

○中曾根国務大臣 約三千八百件の補助金の件数でございます。

○渡部(行)委員 それから情報公開法の問題についてですが、これは九日の朝日新聞にも出ておりましたように、今度日弁連でも情報公開法の制定を決議されて、国民の知る権利を非常に重要視しておるわけでございます。しかも、国や公共団体の情報というものは、国民の共有財産である、こういう思想の上に立つて知る権利というものを強調しておるわけですが、これは今後どういうふうに取り組まれていくとおるのか。また情報公開法というのは臨調の審議を待つてから考へるのか、それとも次の通常国会あたりで一応考へていこうと思はれておるのか。その辺について明らかにしていただきたいと思ひます。

○中曾根国務大臣 情報公開につきましては、臨調と並行してわれわれも独自の検討を加えてまいりたいと思つております。情報公開につきましては、過去の情報公開と現在の情報公開と二つあると思ひます。アメリカあたりで外交資料等を公開いたしておりますが、あれはやはり歴史の真実を發見するのには非常に大事な要素になつておると思ひます。日本におきましても、同じように歴史の真実を日本人及び世界に明らかにする責任を持つておるのではないかとと思ひますし、また現在の情報公開につきましても、医事行政にいたしましてもあるいは原子力の安全行政等にいたしまして、でき得る限り国民に知らせることが望ましいものであると思ひます。ただ、いろいろ秘密を保護するとかあるいは国民のプライバシーを保護するとか、企業利益もございまして、国際關係もございまして、そういう点につきましても、内外の諸法令等も検討いたしまして、穩当な制約もある程度必要であると思ひますが、いずれにせよ、歴史の方向としては、情報公開の方向に向かつて政治も行政もたくましく前進していく時代にあると思ひます。

○渡部(行)委員 いま世界の国々の中で、情報公開法を持つておる国はどのぐらひあります。

○佐倉政府委員 突然のお尋ねで手元に資料がございませんので、ちょっとはつきりお答えができませんので、必要があれば……。

○渡部(行)委員 それでは後で私の方に、資料で結構ですから、そういう国、そしてできればその法文も資料としてお願いしたいと思います。

そこで、長官がいま言われた歴史の流れである、確かに私もそのとおりだと思っております。そこで問題なのは、プライバシーの保護と情報公開法との関係をどういうふうにお考えになつてい

○中曾根国務大臣 これは非常にむずかしい、複雑な面があると思ひます。一般論といたしまして、情報公開の方向に流れております。これはプライバシー保護の方向に流れております。これは一面においては矛盾、対立する要素もござい

し、また一面においては必ずしも矛盾しない面もございします。そういう間をどういうふうに通正に調整していくかということが、これらの問題の一つの核心にあると思ひまして、これらは慎重に検討していかなければならぬと思つております。

○渡部(行)委員 いままで官庁関係の情報、資料等の閲覧についても利用度が少ない、こういうような批判もあるわけですが、そういう資料の公開等については、情報公開法ができないから公開できないというものはなからうと思ひます。大体この程度はできるだけ公開しようという腹さあれば、それは運用の中でも相当量の大きな公開ができていくのではないかと。そういう面での運用に対するこれからの指導、これについてはどういうふうにお考えでしょうか。

○佐倉政府委員 情報公開の問題は、私どもの直接の所管ではございせんけれども、内閣審議室の方でやつておりますが、行政管理にもいろいろ問題がございします。それで現在、先生がおっしゃるように、情報公開法というような法令の策定を待たずできる範囲のものはやろうということで、

各省庁間に連絡会議がございまして、これは内閣の方で統括しているわけですが、それによつても、そういう連絡会議で各官庁の持つております文書等公開できるものはなるべくやつていこうというふうなことで、ただいま連絡会議で協議して具体的な方策を立てつつあるところでございします。

○渡部(行)委員 そこで問題なのは、なるべく法律によらないで運用でやつていこうとすること、法律化を阻む側面もあるということに注意しなければならぬと思ひます。だから、いま長官が言われたように、情報公開というのはいくつ

の歴史の流れである、したがつて、これは早期に取り組んで、一つの法律という、知る権利というものを保障する立場でこの法制化を急ぐ、こういうふうにあつてしかるべきだと思ひます。ただ、その法律ができる間は、できるだけひとつ運用の面で十分考慮する、こういうことが重要だと思ひ

ます。そこで、長官が言われた歴史の流れというのは、これは早急に取り組むというふうに通解していいのでしょいか、どうなのか。その点が一つと、それからもしこの法律が制定されたならば、それはどこで所管することになるのか、この点についてお伺ひいたします。

○中曾根国務大臣 渡部委員のただいまのお考えに私も同感でございします。できるだけ情報公開は早く法律化するのが好ましいと思ひます。ただ、非常にむずかしいいろいろな条件がございしますから、それらの検討を経て、そして公正な適当な情報公開法というものををつくりたいと私個人は念願しております。

それで、どこがこれを所管するかということについては、いまのところ各省でまだ相談してないのではないかとと思ひますが、行管庁は行管庁としてそれを検討して、そういうことでございします。いままでは内閣がこれを統括してございまして、この問題に関する取り扱いをやつておつた次第でございします。

○渡部(行)委員 この点は問題がさらに深化する中でまた改めて取り上げたいと思ひます。さて次には、行政改革の歴史の経緯の中で、これは長官御承知のとおり、行革というものは明治以来ずっと何回も行われてきたわけなんです、どれ一つとっても成功したものに当たらないと思ひ

わけがございします。そこで、中でも一番重要であつたのが第一臨調の設置でございしますが、この臨調では本当に腹を据えた行革をやつていくのだ、徹底した行革をやるのだ、こういうようなことになされたのでございします。しかし、現実にはその実施状況等を見ましてもおわかりのとおり、なかなか多くの未解決の問題点があるわけです。こういうものに対して一体どういふ反省をしておられるのか、そしてまたその問題点となつてい

るのか、そしてまたその問題点となつていのかという点について、長官からお伺ひしたいと思ひます。

○中曾根国務大臣 第一次臨調で御審議願ひ、またわれわれに勧告されました諸項目を反省して、まして感ずることは、われわれが力足らざるを嘆く、申しわけないと思ひます。非常に

常になりつぱな内容の御答申をいただきましたけれども、必ずしも全部御期待に沿うようにやり切つていないという点は残念であります。ただ、時代の変化とともにやる必要がなくなつたものもあるいは適当でないものも出てまいりました。それらは手をつけずにそのままにしてあるわけがござい

すけれども、たとえば地方事務官制度のような問題は、まだ決着してないことはなほは残念な次第であります。

○渡部(行)委員 そこで、第一臨調が設置される際に、当時の行政管理局長官がいたつた中で実に厳しい指摘をしておられるわけです。それを具体的に申し上げて、その問題について長官はいまどういふふうに考えておられるのかをお尋ねしたいと思ひます。

まず、その第一点といたしましては、事務処理にはきつめて非効率なものが多く、しかも各省庁は役所特有の割拠主義に立てこもり、いたづらに窓口のみ多く、国民を右往左往させている現状で

あるという趣旨の発言がありますが、これについては、現在もやはりこのような状況が変わつていないかどうか、この点についてはいかがでござい

か。

○中曾根国務大臣 その当時よりはわりあいに連絡協議会とか諸般の措置を講じまして弊害はひどくはないと思ひますが、それでも国民の皆さんのお考え、民間レベルから見ますと、割拠主義とか独善的な弊害というものはまだ非常に残つてい

るのではないかと反省しております。

○渡部(行)委員 この独善的な弊害と割拠主義を取り除くためには一体どうしたいと思ひますか。

○中曾根国務大臣 一つには政治及び公務員の心構えの問題があると思ひます。いわゆる政府・与党と言われるものが官僚制度を指揮して、いまの行政をやつておるわけがございしますが、これらに携わる者がまずそのような弊害を認識して、それを除去する心構えを持つことが大事であると思ひ

ます。それと同時に、それを除去するに必要な組織や機構の改善を図ることが大事であるだらうと思ひます。行管庁なんかはその役目を果たして

おりますし、会計検査院などもその役目を果たしております。会計検査院などもその役目を果たして

おると思ひますが、このような監察機能を有効にしめるという措置がまた大事ではないかと思ひます。それから各省庁間の連絡協議を密にして、そして二重行政を廃止するとかあるいは国民の皆様から見て非常に煩瑣であると思ふようなやり方を改革する、そういうことも大事であるだらうと思ひます。要するに、政府一体となつて国民

本位の立場に立つた能率的な簡素なやり方で行政の心をかけていくということが一番大事ではないかと思ひます。

○渡部(行)委員 これはさらに続けて、関係機関の権限が錯綜して、共管競合の弊害を暴露している面が多く、能率的行政運営と言ふにはほど遠い

と指摘されておるわけです。これはいま長官が言われましたように、やはり私は、各省庁間の連絡調整が不十分であるというだけでは事は済まされ

ないのではない。そしてまた説教的な意味での国民に奉仕する、国民サービスを上げるといふことだけでも済まされない問題じゃないだろうか。そこに横たわる一つの障害というものを具体的に把握しない限りどうにもならないように思うわけだ。

そこで、私なりに考えますと、こういう問題は、やはり一つは伝統的な官僚思想と申しますか、人民に奉仕するという一つの考え方が欠如しておる、こういうところと、それから官庁間のなわ張り、これがなかなか氷解しない、そしてまた調整機能が確立されていない、こういう点に一つはあり、要は補助金とかあるいは一つの政策を通して財界やその他の団体と癒着する、そしてまた政界と癒着する、そういう点で政界、財界から圧力が加かって動くにも動かない、やろうとしても結局そういう一つの裏側があって、たてまはりにつくつても、本音の方ではどうすることもできないというのが実態ではないだろうか、こういうふうに思いますが、長官はいかがでしょう。

○中曾根国務大臣 行政に対して、そのような外部の影響があることも私は否定できないと思いますが、それよりもむしろ行政内部においてなわ張り主義とか割拠主義とか独善主義とかいうものがやはり弊害を非常につくっていると思ひまして、そういう点を直さなければならぬと思ひます。

○渡部(行)委員 さらに重要な問題は、一件の決裁に数カ月を要する例も決して少なくなく認可、許可等が極端におくれ、しかも責任の所在をきめて不明瞭なものがある、こういう指摘もありまして、具体的には、たとえば堤防の例をとって、関係機関相互の連絡調整不備の結果、堤防のない区間を生じている例さえあるというふうになっております。これは私も知っておりますが、たとえば建設省が河川改修をやる、そのわきで農林省が頭首工をつくる、そうすると建設省と農林省のなわ張り争いで、そこに住民にとっては非常に困る問題が出ております。堤防もちぐはぐなものになったりする。そういうことは現在はどうなっておりますか。

○中曾根国務大臣 そういふような問題は、たとえば土木事務所であるとかあるいは環境庁であるとかあるいは農林省の農政局であるとか、そういうような出先で合議をして、二重投資を防ぐというのをやらなければならぬと思ひます。

前に、河野建設大臣がおられましたところ、東京都でいふん道路をひっくり返しまして、水道が終わつたら今度はガスを管をやるとか、それが終わつたらまた地下鉄をやるとか、そういうことでいふん非難がございました。そこで共同溝という思想になりまして、その弊害を直した経験がございますけれども、そういうように一つの公共物を使うという場合には、各省が連携を密にして住民の皆さんに迷惑を及ぼさないように、簡素で効率的にやらなければならぬと考えます。

○渡部(行)委員 そういふ点については、今後どういふふうなやり方で調整されようとしておりますか。たとえば一番どこでも経験しておられるのは、せつかりつぱに道路が舗装される、そうしてきてよかつたなと思うと、今度はその後でまたこのくらの幅に道路を切つていってそこにガスを管を埋める。それができたかと思うと、そのわきをまた掘つて今度はケーブルを埋める。そうかと思うと今度は下水道計画でまた掘り返す。こういうことがしょっちゅう行われて何ほどむだな金が使われているかわからないわけですよ。こういう金を節約していったならば、何も福祉行政をどうこうするなんという考え方は浮かんてこないと思うのです。私は、まずこういう点に十分メスを入れて、冗費の節約を図つていかなければならぬと思ひうのですが、その辺についてはどんなものでしょうか。

○中政府委員 ただいま指摘の例がございました道路の問題でございますが、この問題を解決する一番基本の方法と申しますのは、いわば共同溝かと思ひます。そういう共同溝によりまして、各種

の道路の下に敷設するものを一貫的にやっていくという方向も出ておまして、すでにそういう方法も進んでおりますが、その他の道路につきましては、道路管理者が主体になって年間の計画の調整をやっているはずでございますが、この辺のところにつきましては、私どものいままでの監察の結果等もう一回見直しをしてみたいと思っております。

○渡部(行)委員 道路管理者が調整するというけれども、実際にはそういう調整は行われておりませんし、またこういう問題を直すには財政法を変えていかなければならぬのではなからうか。たとえば水道を布設していくのに、先取りしてここは将来水道がどっちみち通るのだから水道管をいまから入れておこうとすれば、これは財政法上許されないというところになって結局それはできない。こういうふうないろいろな法律関係にも問題があるわけですよ。そういうものをこの際整理しながら、調整をどういふふうに図っていくかということが一番重要だと思ひますが、この点については一体どういふふうにお考えでしょうか。

○中政府委員 個別の事例に答えます資料を手元に持っておりますが、御指摘の点につきましては、私も役所の方へ帰りましたから調べまして、方策を検討してみたいと思っております。

○渡部(行)委員 そこで、次に伺ひたいいたしますが、第一臨調の実施状況について明らかにしていただきたいと思います。

たとえば内閣の機能がどのように強化されたか、されなかったか、いろいろ指摘された問題があるわけでございます。具体的に若干例を申し上げますと、各省庁間の調整機能がいまだに確立していない、あるいは内閣の補佐機構、いわゆる補佐官制度をいまだにどうかという答申に対しては、何らかのえらわれていない。さらに補助金の合理化についてもまだまだ不十分である、こういう問題があり、また公社、公団の改革に対する意見が答申されておりましたのに、これの關係についての整理もできていない。その結果あのようなKDD

あるいは郵政省のような問題が惹起されたのではないだろうか、私はこういうふうな思ひを感ぜざるわけでは。あるいは国鉄、電電公社に監理委員会を設けるべきであるという指摘に対しても何らなされてない。

〔愛野委員長代理退席、委員長着席〕

さらには科学技術行政として科学技術政策委員会を設置すべきである、こういうふうないろいろなその他の問題が指摘されておるのですが、それらについて誠意を持った措置がさっぱりとられていない。こういうことを一つ一つ検討した際に、一体何がそうさせたのか。この未実施事項と、実施できなかった理由、そしてその障害物となっているものをこの際明らかにしていただきたいと思ひます。

○佐倉政府委員 ただいま御指摘の第一次の臨時行政調査会の答申の実施状況でございますが、先生細かに御挙げになりましたような点、未実施の分もあるわけでございますが、行政調査会の答申は大きく分けますと十六項目でございます。これをやや詳細に見ますと約四十事項に整理できるわけでございますが、実施したものは、この四十事項で勘定しますと合計約七、八〇％というふうになつておられます。

実施されたものは、内閣運営の改善ということでは、内閣及び内閣補佐官の設置等は実施されてないというお話がございました。ただ官房長官の国務大臣制とか関係関係会議の活用等は実施している部分に入るのでないかと考えておりますし、また行政監理委員会を設置するようになつております。また行政監理委員会を設置するようになつております。それから総合開発庁を設置せよというふうな御提言があつたわけでございますが、これについては、若干形が変わりましたが、国土庁が設置されたということもあるわけでございます。また中央省庁の部局の整理、統廃合及び新設抑制という問題につきましては、御存じの一省庁一局削減が実施に移され、またさらに小さな課、室、官の整理等については、私も行政管理

局の方でもその都度スクラップ・アンド・ビルドの原則をいままですべて貫いてきたわけでございます。

そのほか、ただいま七、八〇％は実施されていると申し上げましたけれども、各項目を詳細に見ますと、その実施のされ方についても濃淡がございます。

いまして、一部実施というふうなものもあるわけでございます。そういうわけでございますが、実施されていない点につきまして、先生の御指摘のような点は基本的な大きな問題でございまして、関係各方面のいろいろなコンセンサスが十分に得られないというふうなこともございまして、実施に移されていない面もあるわけでございます。

ただ、いままですべての都度臨時行政調査会の意見を踏まえて、それぞれの行政改革の中にも取り入れてやってまいりました部分も、許可、補助金等、不十分ではあってもそういうものもあるわけでございますが、今後とも一次臨調の答申の精神に沿って改革を進めていきたいというふうに考えます。

○渡部(行)委員 そのなかなかむずかしいところを突破しないと、また同じ轍を踏むのではないかと申すのです。私の質問したのは、実施できなかったそのことは一体何なのか。二割、三割は実施していないわけですから、二十年に及んでなおかつ実施できなかった理由を明らかにして、問題点はこういう問題であった、したがって、これについては今後はどうすれば解決できるかと思ふ、そういうふうな原因をつかまなければ、その対応策は出てこないのではないかと申すのです。それをどういうふうにしていくのか伺いたします。

○林政府委員 今後、次の臨調をつくった場合でございませうけれども、できるだけ具体的な実施案、抜本的な実施案でございませうけれども、できるだけ具体的な案をつくっていただきたいということをわれわれは念願しているわけでございます。

もう一つ、第一次臨調で未措置になっているものにつきまして、中には時勢が変わつてすでにできない、あるいは実施を見送つたというものもございますが、また第一次臨調の答申の中で現在

でも十分通用する、まだ努力が足りなくてできないというものもあると思ふので、そういうものはまた振り返つて第二次臨調の中でさらに詰めて進めていくということも大きな課題の一つであると思ひます。

具体的にどういう項目を取り上げるか、これは臨調ができてから委員会という決まりと思ひますが、そういうことが一つの大きな課題になると私は考へてゐる次第でございませう。

○渡部(行)委員 そこで第一臨調の答申の実施ができたか、あるいはその答申を受けて実施する側、体制に無理があつたのか、あるいは人的な一つの能力に障害があつたのか、その辺はどういうふうな受けとめておられるのですか。

○佐倉政府委員 未実施の原因でございませうけれども、これは各項目によつていろいろな面があるかと思ひます。でございませうが、一般的に申し上げますと、その当時はともかく、若干時間がたつてみますと、たゞいまも官房審議官の方からお話申し上げましたように、答申自体現在の目から見てなお検討すべきものではないかというふうなものもございませうし、また実行に当たつて、それぞれ関係各方面が、総論は賛成だけれども、それぞれ各論になりますと意見もそれぞれございまして、なかなか実現を見なかつたというふうなものもあるわけでございます。そういうものを総じてたゞいま先生御指摘のように、二割ぐらい未実施の項目があるというふうに考へております。

○渡部(行)委員 第一臨調の答申があつて、それを完全にやつて、そこで何年か過ぎて時代が変わつてこゝういふ矛盾が出てきた、だから第二臨調でこれを処理しなければならぬというならば話がわかるのですけれども、あれほど抜本的に根本的に改革をやる、この機会を逃してはもう永久にできないだらうというまで大臣が決意をしてなされた第一臨調による行革が、まだ七割程度しかできないで、依然として住民からは不満が多い、サ

ービスの低下が叫ばれておる。こういう中で第二臨調を設置するという意味については、これは自分たちの怠慢を回避するために逃げを打っているのじやなからうか。つまり不平不満に対して、今度はやるぞという姿勢だけを見せるために第二臨調が責任回避としての手段になつていやしないか、こゝういふ見方さえまたあるわけですか。それに対しては一体どういふふうにお考えですか。

○中曾根国務大臣 時代の激しい移り変わりやこれからの日本の前途にあらわれてくるいろいろな問題点等も考へてみますと、第二次臨調を設立することは非常に重要な意味を持つてゐるものと思へておりました。隠れみのにしようなどという考へは毛頭ございせん。

○渡部(行)委員 もちろんこゝで隠れみのにするなどという答弁をしたらおかしうしてしまふから、当然さういふふうにお答えになるものと思ひますけれども、これはやがて必ず具体的なものとして出てくるわけですから、ごまかしのきかないものなんです。

そこで伺ひたいんですが、当面の改革措置として「法令の廃止整理」ということが挙げられております。「法令の廃止整理」というからには、やがて法令整理法案が国会に提出されると思ひますが、大体いつごろこの法案を提出するようなお考えですか。その辺を伺ひたいと思ひます。

○佐倉政府委員 「法令の廃止整理」についてでございますが、これはもう御存じのとおり、行政の減量化を図るためにぜひとも必要だと私も考へております。現在、各省庁において行政事務の根拠となつております法令の見直しをお願いしている最中でございませう。これによりまして、行政事務の仕事減らしということも考へてゐるわけでございますが、その全体計画を年内をめどに取りまとめます予定でございませう。必要があれば法令整理のための立法も考へたいと思つております。

○渡部(行)委員 大体内に取りまとめるとなると、来春くらいにこの法律案を出したいというお考えですか。

○佐倉政府委員 法令の問題でございませうが、法令はもろろん法律から政令からいろいろございませうが、その法律の問題につきましては、当然ながら法律の改正が必要でございませうので、一括してそういう法案を各省共同してつくるのかあるいはそれぞれの法律の方で取り扱っていくのか、それもこれから決めるわけでございますけれども、年内を目途に取りまとめます予定でございませうので、必要に応じてなるべく早い機会にまた御審議をお願いするような法案を考へる必要があるかと思つております。

○渡部(行)委員 次に、「許可等の計画的な整理」ということがうたはれております。あるいは三番目に「官業の民業への移行および特殊法人の経営の実態等の見直し」こゝういふことが掲げられておりますが、これは具体的に言へば、たとえばどういふふうなことなのか。その辺を例を挙げてでも結構ですが、少し具体的に説明願ひたいと思ひます。

○佐倉政府委員 まずお話の許可事務でございませうが、これは各行政機関それぞれ許可行政をやつてゐるわけでございますけれども、こゝういふ許可がどのように行はれてゐるかという実態を総点検しまして、それで必要がなくなつたものあるいはその必要度の薄いような許可等、また役所が、行政機関がそこまでやる必要はないんじゃないかと考へられるような許可につきましては、現在やつてゐるものにつきましては、計画的に整理を推進するために、これも年内をめどに各省庁において総点検を実施して取りまとめ推進したいと考へております。許可につきましては、従来もそれぞれの役所で必要に応じてその許可の総点検をやつてきたわけでございますが、行政管理庁としまして、各省の許可をまとめ過去八回一括整理法案としてお願いした経緯もございませう。

それから、官業の民業移行という問題でございませうが、この問題は非常に大きな問題からや小さな問題までいろいろレベルの問題がございませう。これも行政機関がやっております事務、事業

そこで、この民業移管ということは、たとえば最近専売公社の民営化などということが言われておりますし、あるいは今度の国鉄再建法案にしましても、だんだんローカル線をぶった切って、それを第三セクターなりあるいは何らか別な形で民間に移譲するというようなこと、そういう問題もここに含まれているのですか。それから特殊法人のあり方の見直しということとは、たとえば具体的にはどういうのをどういうふうに見直すのか、そ

○佐倉政府委員 官業から民業への移行という点に関連してでございますが、たとえば特殊法人のうち、うちの三公社あるいは五現業等につきましては、内閣の方で、公共企業体等閣僚会議で検討されたた経緯もございますので、そういうものを踏まえまして、その推進を図っていきたいというふうに考えております。

○渡部(行)委員 この整理の仕方なんです、先ほど、一省庁二局の削減をやりました、こういう

そこで、今度の行革、これからの行革については、防衛庁の關係は対象になるのですかならないのですか。

○佐倉政府委員　非常に一般的なお尋ねでございますが、行政改革一般としましては、防衛庁の機關も当然対象とするわけでございまして、別にそれを外して改革を行うというような考えはとらなないわけでございます。

○渡部（行）委員　次に移ります。

常に違ふところがあるわけです。中には、必要な市町村もあれば、必要でない市町村もあるわけですよ。だから、こういうのは法律一本で国の強制力を押しつけないで、むしろ自治権に任せて法律を整理した方がいいのではないかと思うのですが、この点は、長官どうでしょうか。

○中曾根国務大臣　物によりけりだろうと思うのです。法律事項でやるのが適当なものもあります。自由裁量のものについては行政的にもやれば、

るものもございます。しかし、大もとをやるうと思つと、やはり法律事項でやらざるを得ぬのではないかと、そのように思ひます。

○渡部(行)委員 いまの長官の話だと、これは前向きに検討する意思がないようにしか聞かれないのです。法律事項というものは一つの最終的な段階で考えるべきで、その前に自主的にあるいは一つの自治権の中で処理できるものがあるとするならば、できるだけこれは地方の権力にゆだねさせる、なるべくそういう法で縛るのでなくて、むしろ自発性というものを喚起するように行政指導をしていくことがより重要じゃないかと思ひますが、その点はどうか。

○中曾根国務大臣 その点は同感でございます。その方が上策だと思ひます。

○渡部(行)委員 どうも長官の話は、私の言うこととは逆らわないで、そうして別な方法をどんどん進めていかれたのじゃどうしていいかわからなくなつてしまふのですが、それは上策の方をとるべきだと私は主張しているのです。だから、その上策をやる気はないのかと聞いているのです、どうでしょう。

○中曾根国務大臣 今度でも地方に負担をかけるような許可をできるだけ制限しよう、自主的に各省に自願させよう、そういう考えを持ちまして、いま法令の整理をやっておりますが、適当なふるいをつける機関をつくらうではないか、地方に負担を課する許可等をつくる場合には、中央省庁の一つの協議体にかけて、それでそれが了承しなければならぬものはつくれない、これも一つの自衛措置でございますが、そういうような形も考えながら、できるだけ自発的に地方に仕事を委任する方向に持っていきたいと思つております。

○渡部(行)委員 そこで、「地方公共団体における定員の抑制」等について述べられておりますが、地方公共団体の定員というのは、その団体の自主的な判断で設定されるべきものであつて、国が介入して、何名に減らせということは、自治権

の侵害になるのではないかと思つていますが、その点はいかがでしょうか。

○佐倉政府委員 地方公共団体の定員等につきましては、いまお話しのとおり原則としてその地方公共団体が決めるべきものであると考えております。

○渡部(行)委員 そこで、この定員の抑制ということはどういふ御指導をなされるつもりで、またどういふ考え方なのか、その中身を少しはつきりさせてもらいたいと思ひます。

○佐倉政府委員 御存じのとおり、地方公共団体には国からもいろいろ事務を委任しております。こゝういふものも地方公共団体の事務としてやっているわけでございますが、国からの委任事務等、国と地方とのその事務をどのような線で配分していくかという事務配分の問題あるいはそういうたものに伴う補助金等のあり方といったような諸制度全般の見直しを進めることによつて、地方公共団体に国からお願いしております事務等も極力簡素化するというようなことによつて、地方公共団体の定員等に関しても抑制することはできる部分があるのではないかと。またそれと同時に、地方公共団体におきましても事務事業の見直し、事務処理の方法などの改善を行つていただきまして、やはり地方公務員の定員の抑制に努めていただくように、自治省とも協議して要請したいというふうに考えているわけでございます。

○渡部(行)委員 私は、こゝういふ項目は削除した方がよいと思つております。非常に誤解を招きやすい。しかも、国の委任事務という制度がございしますが、その国の委任事務があるために、地方公共団体は超過負担を強いられるわけでは、だとなれば、そういうものは地方にもう移譲してしまつた方がはるかに能率的であるし、いいんじゃないかと思つております。実際に市町村長が困つておつて、最後の決着というか決定権が中央にあるために、そこでもたしておつて、どうしていいかわからない、あるいは中途で投げ出さざるを得ないという実例があるわけですよ。そういうことをなくすのが今度の行政改革だろうと思つております。

○佐倉政府委員 先ほど申し上げましたように、地方公共団体に必要職員の数、定員等国の事務事業との兼ね合いも多いわけでございますので、こゝういふ点で、先ほど先生御指摘のような超過負担の問題、国と地方の事務再配分の問題、あるいはそれとも関連しますけれども、いろいろ補助金等にかかると業務の問題、これらを国がどの程度やり、地方公共団体がどの程度に遂行していくかという事務配分の問題にも、いま先生御指摘の点が大いにかかわり合ひがあるわけでございます。それで国民の側から見ますと、やはり中央でありまして国の仕事もあるいはその地方公共団体でやっております仕事も、同じ役所の仕事であるというふうな観点から国民が見ているわけでございます。その中で、広い目で見れば、国から地方公共団体に流れております委任事務等も勘案しながら、全体として簡素、効率化を図つていくのがよろしいのではないかとこゝういふふうに考えて、このような提案をしているわけでございます。

○渡部(行)委員 行政組織の簡素化という指導監督をするなら話がわかるけれども、地方公共団体の主体において決定する権限にまで触れたものでは、これはやはり問題として映るのは当然だと思つております。しかも、この事務の再配分もさることながら、財源の再配分もともに考えて、地方公共団体というものは財政難で大変な苦しみをしておるわけですから、何もあえて好んで定員がふえていくわけじゃありませんし、いまでもむしろ少ないところもたくさんあるわけですから、こゝういふのはもつと表現を考慮する必要があります。

あると思つております。

そこで、時間もありませんから次に移りますが、第二臨調が今度設置されて、その調査、審議というものは一体どういふ範囲でなされるのか、またそのテーマ、これはどういふものを検討されるおつもりなのか、その内容についてひとつ明確にしたいと思ひます。

○林政府委員 新しい臨時行政調査会の調査、審議の範囲といたしましては、国内で行われている行政全般ということで、行政機関、地方公共団体及び特殊法人の制度全般に及ぶわけでございます。具体的には行政組織、公務員管理、国と地方のあり方あるいは先ほどお話が出ました情報公開等新たな行政と国民の関係等広い範囲にわたるわけでございます。

〔委員長退席、染谷委員長代理着席〕
また最近の問題といたしまして、国民負担を頭に置きながら行政の守備範囲と申しますか責任領域といひますか、その辺をどうするかということも大きなテーマになるのだからと考えております。ただ二年間で具体的にどれとどれをやるかというテーマは、委員会が発足いたしましたから決める、こゝういふことになるわけでございます。

○渡部(行)委員 それから委員が九名というふうな決まつておるようですが、この前は七名でなされたわけでございます。今度二名ふえるのです、この前のを見ますと、大体財界、マスコミ、財界から二名、マスコミ一名、官庁OB一名、労働者代表一名、法曹界一名、学者一名、このくらいで、これで七名ということになつておりますが、今度は九名というのはどういう構成でなされるおつもりなのか、ひとつ明らかにしていただきたいと思ひます。

○中曾根国務大臣 超党派にかつ国民の各界を代表するにふさわしい人選を願ひたいと思つております。国会の承認案件でもございしますから、国会の御意向もよく考えなければならぬと思つております。私たちの頭の中に去来しますのは、この前は地方の代表の方が入つていなかったように思

いますが、その辺は欠陥ではないかとも思いますが、ともかく国民の各層を十分に代表し得る人た

ちを網羅して人選はすべきである、そう思っております。

○渡部(行)委員 そうすると、今回はここに地方の方も入れたというお考えのようです。人間社会というのは男半分、女半分で大体構成されているのですが、これは全部男のようですが、女性を代表する人は考えていないでしょうか。また超党派となると当然各党と相談しなければならぬと思いますが、各党のどの辺と御相談されるおつもりなのか、お伺いいたします。

○中曾根(行)委員 ともかく国民各層を代表し得るりっぱな見識のある方を選びたいと思っております。まだ具体的にどれをどうというふうには考えておりません。いずれ法案が成立いたしました時に考え始めていきたいと思います。

○渡部(行)委員 それでは次に移ります。行政の質を高めるといふことを長官はよく口にされますけれども、この行政の質を高めるといふのはどういふふうにお考えなのか。たとえば公務員の一人一人の教養を高め、一般常識を豊富にさせ、あるいは専門的技術や知識や能力を高める、こういうことも一つは考えられますが、もう一つは、組織的に非常に効率的な行政を行う。その効率的な組織というものをどういふふうにお考えなのか。こういう質的に高めるといふ内容についてひとつお伺いしたいと思います。

○林政府委員 大臣もおっしゃっておりますけれども、公務員サービスの革命ということで、既存の人員と予算の中でできるだけ国民に対するサービスを高めていくということである。いろいろやっておりますが、基本的には減量経営をしていかなければならない。しかも、国民のニーズは多様化し、社会は多文化化し、行政事務は決して減らないというところでございます。そうした中で、長い目でサービスを上げていくにつきましては、具体的には真に政府としてやらなければならないような

ものをやり、民間の活力を生かして民間でやっていただくようなものはできるだけ民間でやっていただく。たとえば官業と民業論というののもそのようでございますし、また国民の行政との関係において、政府の許認可等の過剰介入あるいは予算、補助金等による過剰介入、そうしたものの見直しを。あるいは高齢化、高学歴化社会において公務員がどうして安心して、しかも力をいっぱい発揮してやっていくのか。そうしたことを総合的に考えていくのがこれからの私の仕事のことで、また次の調査会でもそうしたことが非常に大きなテーマになるのであろうかというふうにお考え次第でございます。

○渡部(行)委員 非常にいい答えですが、減量経営ということは大変いいことだと思っております。私は、民間企業とどういふ行政組織というものは、もともと対比のできないものだと考えております。民間企業というのは、利潤をどう上げるかということに焦点があり、行政府というのは、国民にサービスをするようにして、そしてそのサービスを通して各公務員が国民から信頼され尊敬される、こういう関係をどうしてつくっていくか、こういうふうな基本的な立場が違うのです。これを民間の企業と比べて、あつちも減量したからおれも減量して財政を何とか建て直すなどというけちな考え方で、本当の行政ができるでしょうか。私はその辺が非常に問題だと思っております。しかも、国というのは、どんな国民、橋の下に居るこじきに對しても責任があるのです。

これは気にかかわないから外国に追放するというわけにはいかないのです。こうして、いま減量経営と言われけれども、諸外国、先進資本主義国の公務員と人口に対する割合にいたしまして、決して日本は多くない、もうすでに減量されているのです。しかも日本のサービス行政としては、国民から批判が物すごくわいていっていると、さっぱりよくならない。こういうものを抱えて、事務量はこれからどんどんふえる、その中で仕事を合理化することはいいいでしょうが、人を減らすという考え方は

どこを押せば出てくるのですか。私はもつと行政府の労働者、公務員がふえたって不思議でないと

思っています。その人たちは、そこで働くことによつて生活しているのですから。それを民間で減量で皆首切りされる、今度は官庁から皆減量で首切りされるで追い出されたら、この失業者はどうなるのですか。これに対する対策はどうできているのですか。こういうことを考えないで、ただ、言葉だけの行政改革なんて言ったってわからぬですよ。しかも、本当に質を高めるならば、もっと第一線の公務員がゆとりを持って国民に接し

られる、そういう環境をつくるのが一番大事だと私は思っています。とにかく朝役所に詰めてから帰るまで全く暇なく動いて、そして今度ふろしきでその残った仕事をうちにまで持ち帰るような現状の中で、なおかつこれを締めつけていたらどうなりますか。長官の言う親切心なんているのは、神様でもない限り出てくるはずがないのです。親切心というのは心のゆとりがあつてこそできるのです。もつとゆとりある公務員をつくるべきだと私は思っています。そういう点で、長官は一体どういふふうにお考えですか。

○中曾根(行)委員 公務員制度は、憲法でも書いてありますように、全体の奉仕者として位置づけられております。しかも主権在民の憲法のもとにおいては、税金を納めていらっしゃる国民、あるいは日本人であられる国民、その受託に基づいて政府がつけられ行政が執行されておるわけでございますから、できるだけ国民に負担をかけない

ように、安い税金のもとに行政を遂行していくというのがわれわれに課せられた政府の責任であると思ひます。それがなおざりになった場合を、よく親方日の丸主義と言われているのではないかと

思ひますけれども、国民の皆さんの常識に合う、社会通念に合う改革はやっていかなければならぬのだ、それは民主主義の原則から見ても、政府は国民の信託に基づいて国民の税金の上に運営されているという觀念を徹底しなければならぬ、そうわれわれのサイドとしては考えるからであります。

○渡部(行)委員 国民の税金を安くするなど非常にかいことを語っておりますけれども、今度また税調がどうしても消費税のようなものをつくらなくちゃならぬと言っているじゃないですか。現実にも増税の方策をどんどん出しておるのです。そういうものを具体的に進めておいて、いま長官の言うようなことは、私は国民は受け付けないと思つております。公務員も国民なんです、公務員と国民を切り離して考えること自体、私は非常に矛盾があると思つておりますが、これはとも議論しても尽きそうありませんから、次に進みます。

次は、外務省にお伺いいたします。この狭い日本に一億一千七百万の国民がいるわけですよ。私は、このままどんどん人口が増えていけば、しかも日本の独占資本主義が進めば、これはまた帝國主義段階に突入して、結局侵略思想が必然的にそこにはぐくまれるんじゃないかというところを危惧するものであります。そこで、いまこそ外務省は勇気をふるってこの問題と取り組むときが来ているのではないかと。アメリカとは経済摩擦を起し、ECとも経済摩擦を起してにっちもさ

つちもいかなくなつておる。なぜそんなところと経済摩擦まで起こしながら競争しなければならぬのだから。地球上を見回すときに、中南米あり、アフリカあり中東がある、あるいは東南アジア、ASEAN諸国がある、オーストラリアもあれば、大変な発展途上国があるわけですよ。こういう第三世界をもつと重要視して、そこに対して外交の重点というものを移していった方がいいんじゃないか。私はいまがチャンスだと思つております。

そういう中で、具体的に例を挙げるならば、まず歴史的にも縁の深いブラジルをとってみても、ブラジルという国は日本の約二十五倍くらいあります。その中でアマゾン地帯が四分の一、セラードという草木も生えないところが四分の一、あと利用されているのがわずかに四分の一です。それから、半分なんですよ。そういう広大な土地があるのに、こういうものに援助してくれと相手様が言っているのです。ただ、金で援助すると、金というものは高官のふところだけ入って、人民の中に落ちていかなければいけません。これはもうアフリカでもそのとおり。そういう形での日本の援助というものはほとんど効果を上げていない。だから、こういうものに開発援助として人ごと援助をしてやる。りっぱに教育して、日本人のプライドを外国で傷つけないような、しかも技術的にも知的にもまさっている人を送ってやって、こういうものの開発にどんどん移住させて、そのために国が大きな資本をばんと投下する。そうしてやっていけば、やがて日本が資源が欲しいときには、いつでもその国の中から日本に手を差し伸べる要件ができてくるわけでありまして。そういうものをいま百年の大計として打っていかないと、まるで民間の移住に任せきりで、ほとんどいま移民らしい——移民というとは非常に暗い感じがしますけれども、移住らしい移住はなくなっているのです。また外務省もそういう担当課もなくしてあります。こういうことでは私は非常に心配なんです。その点、外務省はどういうふうに考えておられるか、これが第一点。

第二点は、在外公館の問題でこの前も私、言いましたが、その際、長官はこういうことを言っておられるのです。ずっと言っていて「しかし、日本のほかの官庁も外務省に負けないぐらいみんな一生懸命やって、夜中の一時、二時まで残って政策をつくったりしておるわけでございます。そういうような苦勞においてはほかの官庁も負けないと思っております。」こういうふうに日本の各官庁と外務省を並べて、こっちは一生懸命やってい

るのだから外務省もそんなわがまま言わないでがまんしてくれというような趣旨の御答弁だったのですが、私は外務省の在外公館の問題なんかを日本の各省庁と比べること自体が体面ナンセンスだと思ふのです。外務省の在外公館というのは、いざ日本が支那でございまして、どこの家の玄関口がらっぱだかりっぱでございまして、日本が支那として支那を保護し、その威厳を確立しているために、在外公館において外国の公館に劣るようなことでは恥ずかしいのではないかと、またそういう体制の中では、最も重要な国際情報の収集などできないではないか、私はこう考えられるのです。そういう点では、数字は挙げませんけれども、フランス、西ドイツをしのぐぐらいのよう少し迫力ある行政を展開してもらいたいと思ふのですが、その点について、外務省もまた余りにも腹が小さい、もうびくびくして人員の要求なんかをしておる。それは意欲のない証拠でございまして、その辺もひとつお聞かせ願いたいと思ふます。

○塚本説明員 お答え申し上げます。

先生の第一の質問でございまして移住理念の変遷と申しますか、御指摘のとおり、わが国戦前戦後を通じて、主としてブラジル、中南米、中南米への移住は、伝統的に農業移住が主でございまして。しかし、最近におきましては、日本側の状況も、そういう派遣の要請もございまして、一方ブラジルサイドの受け入れ自身が、その種の移住はもういっばいで結構である、こう変わってきておりまして、まさに先生御指摘のごとく、技術と資本を持った少数の移住者を送り出すことが当面の急務となっております。これらの方々を、先ほど御指摘のブラジルのセラードその他の当該地域における社会開発計画、それとのコンバインにおいてわが方の少数のしかも優秀な移住者を現地に派遣して、これらの計画と一緒にした移住の成果を上げたい、かような方策のもとに、現在種々具

○柳谷政府委員 この夏、国会議員の方々が非常に多数外国をお回りいただきまして、在外公館の状況、外交活動の状況もつづきまして御視察いただきました。これはちょうど、毎年そうではございまして、最近のイラン・イラク紛争を初め非常に国際関係が激動している状況でございまして、そういう中でわが国の外交体制、わが国外交がいざわがかなえの軽重を問われているという時期でございまして、特にそういう点についていろいろ御視察いただいた次第でございまして、それ以外の方からもいろいろ御視察をいただいております。まして、実は私もお帰りのいたした国会議員等の方々から、外務省何をしてきたのだという大変厳しいおしかりを受けました。多年の努力が十分なために、現状の非常に弱い外交体制が続いているのではないかと御批判を受けました。と同時に、これから遅くはないから、その充実のために最善を尽くすようにという激励もまたあわせていただいたわけでございまして。私ども担当の者としては、実に身が引き締まる思いで伺ったわけでございまして。というものは、幸い大蔵当局あるいは行管当局の理解によりまして年々いろいろな改善を図ってきて、それなりの成果は上がってきていると思ひますけれども、現状、いまも御指摘のありましたように、その任地に於ける他の国の在外公館と比べてみたりあるいは東京にあるその国の公館とその国にある日本の公館の大きさ等を比較してみますと、遺憾ながらいろいろな面で非常に手薄であるというところは、客観的な事実としてやはり認めざるを得ません。そういう意味において、現状が非常に貧弱だという点は、実は私ども日々痛感していることでございまして、そういう意味における御叱正、御指摘については非常に身を引き締めて伺った次第でござい

ます。もちろん、私どもといたしましても、財政事情の困難というようなこと、その他行政改革等の必要性は十分自覚しているつもりで、それを知らずに物を言っているつもりはございせんし、また先ほどからも御指摘のあるように、サービス面

の向上とかあるいは質の改善とかあるいは機械化の促進というような面においても最善を尽くしているつもりではございすけれども、正直申し上げて、数の面においては遺憾ながら非常に不足しているというところは認めざるを得ません。これは人材の育成が中心でございまして、一年だけの予算ではなかなか解決しないということでございすので、当面は来年度予算の折衝が焦点ではございすけれども、大体五年ぐらいたる区切りをいたしました中期計画というものをあわせて持ちまして、現在、財政当局並びに行政管理局と実は昼夜を分かたず真剣な折衝をしているところでございす。要求する側でございすから若干はびくびくいたしますけれども、同時に毅然としてわれわれの考え方を御説明して、ぜひそれら当局の御理解を得て目標を達成したいというふうに念願している状況でございす。

○渡部(行)委員 時間がありませんので、またこれはいつかの機会にもっと徹底した議論をしたいと思っております。

次は、農林省についてでございますが、農林省については、現在食糧法が非常に崩壊にされたと申しますか空洞化になったと申しますか、めちゃくちゃになつておるわけですね。たとえば流通面にいまして、やみ米が横行しておる、やみ業者が横行しておる。こういうものは厳しく食糧法で取り締まれば、買った方は三年以下、売った方は十年以下の懲役というふうな非常な厳罰に処せられることになっておるのですが、実態はそういうものは全然放置されている。しかし、だからこれを取り締まりを厳しくせよというのではなくて、こういう実態の中で、しかも食糧法の三つの柱と言われる二重米価制あるいは全量買い上げの制度あるいは再生産費を償う米価、こういうものがみんな骨抜きにされている。しかも、一方においては食糧安価が叫ばれて、何とか日本の食糧の自給力を向上させなければ独立させ保てないというふうな議論がされておるわけですよ。そういう中で、いまこの行革を通して農林省には厳

て趣旨説明がありまして、私も本会議で質疑をさせていただきましたが、本日委員会に付託をされました。そういうことから、本会議でいろいろお聞きできなかった問題についてきめ細かく御質問を申し上げたいと思います。なかなか二時間でこれだけの問題をお聞きすることは非常にむずかしい

ひとつ御質問を申し上げたいと思っております。

私は、行政改革の基本的な考え方というものは、たゞ景気がよくなる方が悪かろうが、政府としては常に効率的な、しかも簡素な行政を保つていくというこの努力は大変に必要なことであり、むしろ財政再建とは別個の問題である、このように思っております。常に肥大化する機構に対してメスを入れる、そして国民のための行政サービスを保つていくためにそういう努力が必要だと思っておりますけれども、しかし、いま現在大変に低成長時代になって経済が落ち込んでまいりますと、自然、増収というものは期待できない、国債発行が増大するという状況の中にある、やはり財政再建と行政改革の問題を関連づけて考えていかなければならないような状態にいま現在なっている、私はそう判断いたしております。そうなりますと、やはり財政再建のためになる行政改革でなければならぬわけであり、また、ところが政府内部でよく言われることは、行政改革と財政再建は無縁のものとか、あるいは行政改革では経費の削減にはならないという意見が非常に根強く言われております。私は、やはり財政再建の中にあつて、少なくともこれからの安定成長経済を保つということ、そしてまた不公平税制を正し、しかも行政改革というのには思つておられない重要な財政再建の柱だ、そのように思つておりますし、わが党も、財政再建としては安定成長経済路線としてまた行政改革と不公平税制をやる、これによって財政再建はできる、私どもは実はそういう考え方に立つておるわけであり、そこで長官は、その財政再建と行政改革の関係についてどのように認識をされておられますようか、その点についてまず伺いたします。

○中曾根国務大臣 行政改革と財政再建とは、一応直接的にはその関係はないと思つております。行政改革は行政改革として独自の道で国民の期待にこたえてやるべきものである、そう考えます。しかしながら、今日日本の当面する情勢を翻つてみますと、財政的にかなり窮乏している状態にも

なつておりまして、かつまた国民の皆様方があの激しい石油危機を乗り越えた経緯を考えてみますと、みんな汗を流して減量経営その他をやつてきたわけでありまして、当然われわれ政府をあずかる者といひましても、効率的な簡素な政府にしたい、そして財政を浮かして国民の負担を軽くしなければならぬ、そういう考えを持つのは当然の勢としてこれをとらえなければならぬ、そういうふうな今日の課題としてわれわれはまた受けとめておるわけでございます。いまのような状態を考へますと、やはり財政を救うためにもある程度行政への切り込みについて一生懸命努力していかなければならぬ、そういうふうにも考へておるわけでございます。

○鈴木委員 実はきょう新聞を見ておりましたら、「天声人語」の中にこういうことが書いてありました。

政府の税制調査会が大型消費税に道を開くような答申をだした。答申を受けた政府は確実に増税路線へのカジをとることになるだろう。このさい、政府に注文したいことは山ほどある。役人のむだ遣いがある。不当な税金の支出がある。行政機構の肥大化がある。特殊法人の乱立がある。とくに打ち切つたほうがいい補助金が数限りなくある。まずそういうものを、徹底的に見直してもらいたい。切りつめて切りつめて、これの通り削減策のききめが現われれば、と目に見えぬ形で示してもらいたい。大型増税を論議の場に持ち出すのはそのあたりの。歳出の削減だ、行政の簡素化だ、と叫ぶだけならだれにでもできる。たとえば、農業補助金の整理統合が必要だとはだれもが叫ぶ。しかし実効のあつたためしはない。納税者は、政府が歳出削減に真剣に取り組む気がまえないことをはで知つてゐるのだ。削減するからまだ増税を、では困る。増税をいふ前にまず削減のあかしを、でなくては困る。

サラリーマンの場合は、課税の不公平感がある。増税をいうのならまず不公平税制をただせ、という反論があるのは当然だ。こういうような、きょうの審議に大変適切な言葉があるわけでありまして、これに対して長官はどういうお考えでしようか。

○中曾根国務大臣 いま拝聴したその部分は、まさに天の声であると思われる受けとめなければならぬ、そう思います。

○鈴木委員 そういふ考え方でいきまさんと、たゞ増税へと走るようであつては大変に困ることでありまして、長官のお考え方は私はわかつたわけでありまして。

今回、臨時行政調査会設置法案が提出されましたけれども、第二臨調の設置を含め、今後の行政改革推進に対する長官の方針というのはどういふことなんでしょうか。すでに八項目の基本方針が出されておりますけれども、特にやりたいということはどういうことでしょうか。

○中曾根国務大臣 就任に当たりまして申し上げましたように、まず第一は五十五年行革のやり残したことを遂行すること。第二は五十五年行革でまだ足りなかつたところに手をつける。これが八項目になつて出てきておるわけでございます。これが法令の整理以下、いま懸命の努力をしておるところであります。第三番目が八〇年代、九〇年代に向かつて行政のビジョンをつくる、軌道を設定する。これも第二臨調でお願いしておるところでございます。これも三つの種類の各方面に向かつていふ全力を傾倒しているところでございます。

○鈴木委員 行政改革は、このところ国民が非常に強く要請している問題であります。しかし、行政改革をやつたから行政サービスが大変低下したとか、あるいはまたたんなる福祉切り捨ての方針を切り捨てたというところであつては、これは行政改革をやつてくれと言つていながら、実際にはとんでもない方向に進んでしまつたといふふうな国民は思つてしよう。そこで私は、行革推進の意義とか目的については長官はどのようにお考えになつておられるか、その点について伺ひたいします。

○中曾根国務大臣 行革の推進は政府として当然なすべきことであると同時に、国民の強い御要望と御期待にこたへるわれわれの仕事である、そういうふうに考へております。特に、先ほど鈴木委員御指摘になりましたように、財政的に窮乏している折からでございますから、できるだけ経費を浮かして国民負担を軽くする方向に努力することは、われわれとしての当然の姿勢であると思つております。

○鈴木委員 昨年の七月に「今後における政府・公共部門の在り方と行政改革」という行政管理基本問題研究会の報告書が出ております。行政の守備範囲の観点から今後の行政のあり方を研究したものでありますけれども、この報告については長官はどのように受けとめておられますでしょうか、またそれをどういふふうな反映されましようか。

○中曾根国務大臣 行政管理基本問題研究会報告の趣旨は、今後における行政の守備範囲のあり方を検討しまして、学問的、理論的立場から行政改革の基本方向を示したものでございまして、今後の行政改革におきまして、行政の仕事減らしという観点から官業と民業等行政の責任領域の検討をすることになります。研究報告は大いに示唆に富むものがございまして、大いに参考にいたしたいと思つた次第でございます。

○鈴木委員 これまで徹底した行政改革が行われなかつたことは周知のとおりであります。総論賛成、各論反対とか、あるいはなわ張り根性的な官僚の機構のためとかいふことで、確かに行政改革が本当に進んでいないかつたといふことはだれしも感ずるところでありますけれども、またそれ自体が今日の行政に対する国民の批判になつてゐると私は思つております。そこで今後の行政改革を進める上で、いままでの大きな反省点に立たなければ第二臨調に取り組む姿勢が問われることにならうかと思ひますが、長官としては具体的にどのような点を反省し、これからどういふふうに進

めていかれるか、その点について伺いたします。

○中曾根國務大臣 一言で申し上げれば、行革をやる方のわれわれのサイドで勇氣と度胸が不足しておつた、そういうことが指摘されるのではないかと思ひます。また行革を進める上につきまして、精密な青写真あるいは戦略計画というものがないかと思ひます。その場当たりでつまみ食いの行政改革に終わつてきた、そういう批判をわれわれは受けております。やはり一定の体系のもとに長期的展望をつくつて、その中で理詰めに一つ一つ克服していく、そういうやり方が必要なのではないかと思ひます。

○鈴切委員 その第二臨調の構想と当面の措置としての行政の減量化、いわゆる仕事減らしということをごさいますけれども、しかもその中には「行政サービス改革」ということが書いてあります。この仕事減らしということが行政サービスの改革ということが、何か仕事を減らしていくというところは行政サービスの低下を来すのではないかという懸念を国民には与えるわけでありまして、この行政サービスの改革と仕事減らしとの関係性というものはどういふふうにお考えになっていまいしょうか。

○中曾根國務大臣 一言で申し上げると、少数精銳主義による質的向上ということであり、行政サービスという言葉にはいろいろ内容が含まれておりますけれども、やはり接遇態度の改革あるいは手続の簡素化、迅速化等々が含まれておりまして、それが国民の皆様方にはまた非常に大事な要件でございまして、行政サービスの向上というと福祉やそのほかを非常に厚くする、そういうふうにとられますが、私たちがいまここで当面考へておりますのは、接遇態度とか手続の簡素化とか国民の皆様方に利便を与える、与えられた一定の機構と予算の範囲内において最善を尽くす、そういうことで質的強化を図らんとしておるものでございまして。

○鈴切委員 政府は今回第二臨調を設置するということ、不撤退の決意を持つてするということならば、それはそれで私は必要なことであらう。やはり八〇年代並びに九〇年代、二十一世紀にわたる一つの大きな日本の将来というものを考えたときに、かつて高度経済成長であった時代から低成長時代に移行して、行政の中にあつてもかなりそのときの状況とは変わった時代的な変化があるし、それから日本の将来というものを考えたときに、将来どうあるべきかという問題についても検討をする必要があると思ひます。われわれも今回早くこうやって審議をしたということも、そういう意味も含めてでありますけれども、これから臨調がでるに上るのに、やはりそれなりの時間がかかるでしょう。それからまた臨調答申を受けてやるということ、その間に必要なものは答申を出していただくということになるにしても、実はその間やはり時間的余裕があるわけでありまして、となりますと、その間にどういふことを進めていかなければいけないのか。長官のまず御決意と、五十五年度行革並びに五十六年度におきましての行革も決定されるでしょうし、それ以後の行革というものに對しても、やはり何らかの方法で決定されるわけでありまして、その絡みについてはどうお考えでいまいしょうか。

○中曾根國務大臣 先ほども申し上げましたように、五十五年行革がまだ未完成でございまして、ブロック機関そのほかいろいろな法案の成立を期しております。それから、この九月十二日に決めました行政改革の大綱、これにいいよ着手しておる最中でございまして。それから、将来の展望に向かつては、いまこの法案の御審議を願つておりますが、この法案が成立する、そして新しい第二臨調が発足すると同時に、いまの行政監視委員会は廃止する、そういうことになりまして、その間どうするかということをごさいます。その間どうするかというところで、そこに向かつて第三の仕事はいま全力を尽くして

おりまして、その間においていまの五十五年行革及び九月十二日の仕事等を着々と成就させていきたいと思つております。この十二月の末までにおきまして、法令の整理とか許可認可の整理とか、特殊法人の見直しであるとか審議会の整理であるとか、あるいは各省の自主的な機構再編成を促進するための措置であるとか、ともかくやるべきことは非常に多いのでございまして。

それから、来年の少なくとも三月くらいまでにはぜひとも正式に第二臨調が動いて、機能、活動を開始するようにしたいと思つております。それで、もしそうなる、いまの監視委員会が廃止されるということになります、その間もいよいよゆる第二臨調におきまして中間答申等を得るようにして、そしてその間に間隙を生まないように、実は監視委員会と第二臨調との間の連携関係も持たせるようにしていきたい、そう考へておるわけでございます。

○鈴切委員 行政監視委員会が廃止されるということになりますと、確かに第一臨調の推進役、お目付役だった行政監視委員会がなくなるわけでありまして、行政監視委員会がなくなる、そしてできるだけ早く第二臨調を発足したいというわけでありまして、行政監視委員会の最終的な仕事というものはどういふものになりまいしょうか。

○林政府委員 行政監視委員会は、審議事項は設置法上はいろいろなことが書いてありますけれども、主たる仕事は、設置の経緯から見ても、第一次臨時行政調査会の改革意見の推進ということとでございまして、設置以来四十数回行政改革に對するいろいろな提言をしてきていたわけでございます。現在も監視委員会から受けている提言は幾つかあります。それで私もいたしましては、そうした提言を受けて、行政管理局が当面早くなすべきことというものを決めておりますので、当面はその線に沿つて着実に行政改革を進めながら、一方で長期のビジョンをつくる、そういうことでやっていきたいと思ひます。

○鈴切委員 私が申し上げたのは、要するに行政

管理庁として行政監視委員会に諮問をされている問題があるかと思ひます。ですから、そういう諮問に對する答申を受けられるのが最終的な仕事になるのじゃないかと思ひますけれども、そういう考へ方なんではないか。それとも中途半端に第二臨調に移つていくのか。一応諮問をされたものは答申を受けて、それで第二臨調につなげていくという考へなのか。それは具体的にどういふものがあるのか、こういう御質問です。

○林政府委員 先生御指摘の問題は、経済協力行政の見直しということの監視委員会の答申の件であらうかと思ひます。

実は、この件につきましては、一昨年諮問したわけでございます。以後、関係省庁非常に多くございまして、それから審議の途中で国際情勢の変化も非常に激しかったということで、相当回数重ねて審議をしたわけでございますが、その結論を得ないうちに、実は昨年末、府県単位機関の改革意見をまとめるようにということで総理から要請があつたわけでございます。以後十数回もつぱら府県段階の整理統合の問題で各省を呼んだらあります。事務局の調査結果を聞いたというやうなことがございまして、しばらくこの問題の協議が進んでいなかったわけでございますが、最近府県段階の整理合理化案がまとまりましたので、改めて近いうちにこの取り扱ひについて委員の各先生と協議をいたしたいと思ひますが、まだしばらく時間もございますし、実はこの最終的な取り扱ひはまだ決めていないのが実情でございます。

○鈴切委員 そうしますと、その結果が出るのはどうなるかわからない、もう少し時間がかかるということ、あるいは最終的な結論は第二臨調に移すのか、あるいは行政監視委員会の最終的な仕事になるのか、その点はまだ決めていない、こういうお話でいまいしょうか。もし御意見があれば御答弁願へば結構ですが、先に進めます。

すでに政府として計画されたものの中において、たとえば行政改革に對して昭和四十年以降閣

そういう法案を出せるめどもありませんというのでは、もう地方事務官制度は全くお手上げという状態じゃないですか。これに対してやはり行政管理局長官はリーダーシップをとってその協議の中心に入って、この問題にある程度めどをつけるという必要があるんじゃないかと思うのですが、長官、どうなんですか。

○中曾根国務大臣 鈴切委員のお説のとおりであります。このまま放置してはいけません段階でございまして、いま国会でいろいろ法案関係の努力をしておりますが、こういうものが一段落しましたら、精力的にそちらの方へ取りかかって、できるだけ早期に解決していきたいと思っております。

○鈴切委員 だから、やはりこういう閣議決定をしてもなかなかできないようなことであつては、国民の信頼が実際にはなかなか得られないわけですから、そういう問題についていまだめどとするならば、それでは来年の通常国会にせめて法案を出す、それだけの努力をしましょうとか、そういうめどをつけないければ、こういう問題はなかなかむずかしい問題です、むずかしい問題です。進んだのでは、これは行政管理局としての行政改革に対する姿勢というものが疑われるわけです。ですから、長官はこれはどういふうちにされるつもりなんですか。来年の通常国会に何らか話をつけられて、鋭意努力されるつもりなんでしょうか。

○中曾根国務大臣 来年の通常国会に法案を出すというお約束をすることは非常にむずかしいと思つていますが、ともかくこの解決の糸口を三つの問題についてのおのおのつくり上げていくように努力してまいりたいと思つております。

○鈴切委員 それからブロック機関と府県単位の国の行政機関、これの統廃合ということでありましてけれども、ブロック機関については現在審議されておるわけでありまして、府県単位についても同様に本年の六月を目途にその整理合理化に関する成案を得るものとされておつたわけでありましてけれども、実は、先日行政監理委員会の意見が出されたにすぎません。今後どのようなスケジュール

ルで整理合理化案が策定されるのか、その点について明らかにしてください。

○佐倉政府委員 地方支分部局のうちの都道府県単位機関のお話でございまして。これは先生いまお話しのとおり、先月三十日に行政監理委員会から改革意見が提出されたものでございまして。これにつきましましては監理委員会の意見に沿つて政府としてどういふふうにするかという合理化の方針を取りまゝとめるため、すでに各省と折衝に入つております。年内に何らかの成案を得て閣議決定の運びにしたいというふうに考えております。

○鈴切委員 ところがその行政監理委員会の意見というのは、当初の目的から大分離れてしまつて、機構そのものの整理合理化には触れないで、人員削減だけを定めるというきわめて甘い内容になつております。ブロック機関の整理合理化については曲がりなりにも実施されようとしておるにもかかわらず、府県単位機関の整理合理化が余りにも進まないということでは、これはなかなか納得がいかないわけでありまして。すでに六月を目途として府県単位についての整理合理化案も出さなくてはならないのが政府の本来の約束であつたはずであります。

そこで、こういう甘いような状態で果たして国民の納得するような整理合理化ができるかどうかというところで、私は大変に問題があるかと思ひますけれども、政府としては、その意見書以上に踏み込んで機構の整理合理化を示す御決意があるのか。もしその決意がないとしたら、昨年十二月の閣議決定で六月をめどとして府県単位の整理合理化をお決めたことというところは、これまた地方事務官制度と同じように空手形に終わつてしまふのではないですか。その点についてはどうお考えでしょうか。

○佐倉政府委員 都道府県単位の機関は、昨年末の閣議決定で決まつておるわけでありまして。これが六月末というふうに決められた期限までに出てこなかったのは、いろいろ政局等も大きく動いたようなこともございましておくれたわけでございますが、先ほど申し上げましたように、監理委員会の意見に沿つて、政府としましては各省と折衝してそれを取りまゝとめて、できるだけ年内の閣議決定等をしていきたいと考えておるわけでございます。ただいま先生の御指摘で、人減らしに重点があつて機構減らしは全然ないじゃないかということでございます。これは今回の監理委員会の御意見としましては、機構いじりよりも、まず定員の縮減と事務の合理化が必要であらうとお考えになつたものだといふふうに理解しております。機構そのもののあり方につきましましては、いろいろな管区の局、ブロック局等との兼ね合い、あるいは地方公共団体と国との事務をどのように整理していくかといふことの基本的な問題等を踏まえまして今後検討していく必要があるかというふうに考えております。

○鈴切委員 たしか中曾根行革は機構いじりよりも仕事減らしと言つておられるわけですが。しかし、今回の意見書は、その仕事減らしより人減らしだということにすべてが終始しておるわけでありましてけれども、これをどういふふうにと受けておられようとしておるのですか。

○中曾根国務大臣 仕事減らしが人減らしに通ずる、そう考へておるわけではあります。

○鈴切委員 では仕事減らしの方は手をおつけにならないといふことでしょうか。

○中曾根国務大臣 仕事減らしというのは、法令を整理することとかあるいは許認可をやめるとか、そういうことによつて仕事を減らす。自然減耗で片方は人間を減らしてはいるわけですが、仕事があれば人間はどうしてもついてきます。したがつて、仕事をなくせば人間は要らなくなる、要らなくなれば増員は要らない、そういう考えをもちまして仕事減らし、そして人減らしを相連係させようと思つておるわけではあります。

○鈴切委員 これは伝へ聞くところでございましてけれども、行政監理委員会は当初大胆な行政改革案をまとめておられたようでありましてけれども、府県単位の整理合理化というものは、各省庁との

話し合いの中で大幅な後退を余儀なくされたといふふうに伝えられております。それで、こういう問題をやる時には必ずと言つていくらい官僚の強い抵抗というものがあつたわけでありまして、行政監理委員会自体も言うならばその強い抵抗に屈したといふような形になつてしまつたわけでありまして、このような経過についてどういふふうにと受けておられておられますでしょうか。

○佐倉政府委員 行政監理委員会におきまして、この問題につきましましては二月から十九回にわたつて御審議願つたわけでございます。各省からの説明を聴取していただくこと、あるいは現地へ行きまして、その行政機関を實際に監理委員の先生方が調査をなさること、それから行政監察局の調査結果を御報告申し上げ、それからそのほかいろいろ関係地方団体等の意見を聴取する等御審議を続けていただいた結果、このような意見を御答申願つたわけでございますけれども、この意見はやはり当面の実行可能性といふことを考慮されたのではないかと、そういう面はあらうかと思ひますけれども、ただいま先生がおっしゃいましたような各省庁の意見に屈したといふようなことではないだらうと思つております。

○鈴切委員 政府における部門間配置転換の実現状況は必ずしもはかばかしくないと聞いておりますけれども、その実現状況及び今後の推進方策をどうお考えでしょうか。

○佐倉政府委員 御指摘の部門間転換でございまして。これは五十五年度から政府は部門間転換に着手したと言つてもよろしいのではないかと思ひますが、現在、配置転換につきましまして、職員を出していただくような省庁あるいはそれを受け入れていただくような省庁の間で具体的に詰めが行われている段階でございまして、その実績見込みを申し上げることは、ちょっと私の手元の資料がございませぬ、これからでございます。

配置転換の実施に当たりましては、当然のことながら本人の意に反するような配置転換は行わないという国会の附帯決議等もございまして、こ

のような経緯も尊重して、各省庁の理解と協力を得つつ配置転換を推進してまいりたいというふうに考えております。

○鈴切委員 これはたしか受け入れの窓口ですか、窓口で受け入れるのが二百五十四だということであって、いま現在まだ半分にも満たない状況だというのはこの間の答弁であつたのじゃないですか。その点についていかがでしょうか。まるっきり知らないとはいふんではないですか。

○佐倉政府委員 半分というお話はちよつとよくわからないのでございますけれども、いま先ほど申し上げましたように、各関係省庁間、配転を行います省庁間で具体的に——具体的に申し上げますのは、どの人をどうというのを詰めておる段階でございますして、その見込みがどうかという点は、現在、私の手元にもちよつとデータがございせんので、お答えできる段階ではないわけでございますが、いずれにせよ、五十五年がこの配置転換の道づけの年というふうに考えておりまして、できるだけ実現するように鋭意努力していきたいというふうに考えております。

○鈴切委員 配置転換が思うように進まないという原因に、いわゆる縦割り行政のひずみとか、あるいはなわ張りの考え方があるように思われるわけでありまして、配置転換を進めるためには本人の了解を要するというところであるならば、それはある程度本人に対してメリットを与えらるゝとか、あるいは縦割りとかなわ張りを乗り越える一つのルールをつくらなければ、結局はこの問題の抜本的な改革にはならぬのじゃないでしょうか。その点について長官はどう思いましようか。

○佐倉政府委員 現在、配置転換につきましては、政府部内に推進のための連絡会議を設けております。ここでその配置転換に関するそれぞれ御本人のいろいろな条件等も含めまして情報の交換等を行つて、先ほど申し上げましたが、各省庁間で相談しているわけでございます。そしてその推進

を図りつつあるわけでございますが、今後ともこの各省庁間における推進連絡会議の場を通じて配置転換の円滑な実施に努めてまいりたいわけでございます。

何らかのメリットを与える方がいいのではないかと、また与えるべきではないかというふうなお話でございましたけれども、私も、新しい職場に出向されます人に、円滑にできるだけ早くその職場になれ、仕事にも習熟されるようなことを期待して、そういう点も先ほどの連絡会議等を通じて、各省とも受け入れが円滑に進むようにお願いしておるところでございます。

○鈴切委員 配置転換がこれから具体的に進んでいかないということになりますと、長官、行政改革が柔軟に対処できなくなつてしまつたというおそれが多分にあるわけですね。それかといつて、配置転換については強制的な配置転換はない、本人の意思を尊重するという形になっておるわけでありまして、配置転換と行政改革の推進というものを今後どういうふうな位置づけをされて、どういうふうに進められようというふうに長官はお考えなんですか。

○中曾根国務大臣 行政改革をこれから推進していくといたしますと、各省内部における配置転換、それから各省にわたる配置転換というものが非常に重要な意味を持つて、これが行われなければ、円滑に行政改革は行われなかつたと思つて、問題であるのと思つて、この二百五十四人に及ぶことしの配置転換を成功させることは、次に及ぶ大きな大きな渡り廊下にもなると思つたので、全力を尽くしてことしの分は完成するよう心がけてまいりたいと思つております。

○鈴切委員 政府部内に配置転換推進連絡会議というものが五十四年度の十月十一日事務次官会議の申し合わせになつておりますけれども、各省庁間の窓口になつてゐるその機構というのは、私は必ずしも推進できるような機構になつていないんじゃないか、弱体じゃないだろうかというふうな感じがしてならないわけでありまして、その

点についてはどうなんですか。

○佐倉政府委員 ただいま御指摘のありました点、もしもそういうことがあれば、そうでないようには、部門間の配置転換につきましては各省間、やはり配置転換の人を出すところと受け入れるところとが十分本人の条件等も踏まえて協議していく必要がございますので、この連絡会議の場をさらによく機能するように努力して、推進を実現していきたいというふうに考えております。

○鈴切委員 五十五年度は二百五十四のポストが、これは五十五年の予算編成時の受け入れ可能数でございます。二百五十四人というふうな決めたわけでございます。これはもう少したないとおわかりにならぬと思つて、二百五十四人はこれから精力的にお進めになるわけでしょうけれども、五十六年度はどういうふうなお考えでお進めになるつもりなんですか。

○佐倉政府委員 ただいま示されました数字、これは確かに受け入れ可能数として各省庁からお申し出のあつたものを取りまとめた数字でございますが、現段階ではどの程度実現するものなのかという点もはつきりいたしません。これで今年度の実績が出てまいりますれば、それを踏まえて、またいろいろと配置転換の際に行うべき条件整備等も、ことしの成果を踏まえて、先ほど申し上げましたように五十六年度は道づけの年でございますから、それらの経験を踏まえて五十六年度はどういうふうにするか、その規模もさることながら、その方法等、きめの細かい点も必要だと思つて、そういうことも五十六年度は決めていきたい。いずれにせよ、今年度の成果を踏まえて考えていかざるを得ないのだからと考へます。

○鈴切委員 当面の措置の推進状況はどうなつてゐるかという問題でありますけれども、法令整理の検討状況はどのくらい進んでおりますでしょうか。それから死に体の法令の整理にとどまらず、不要不急事項の根拠となつてゐる法令の大幅整理をやるべきであると思つて、どういふ

うにお考えなんですか。

○佐倉政府委員 いまのお話のとおり、法令整理の点でございますが、先ほど長官からも申し上げましたが、行政の減量化、仕事減らしということ、これは法令に基づいて行われてゐるわけでございますから、当然そういう点からも非常に重要だと考えております。このため、閣議においての了解に基づきまして、各省庁にその趣旨を説明し、各省庁から法令の整理について協力を要請し、これを私どもの方で取りまとめまして、その結果に基づいて政府として法令整理の全体計画を立てたいと思つております。これはめどとしましては、年内をめどに取りまとめ、次の段階として法令整理のための法案を提出したいと思つております。ただ、法令整理につきましては、各省庁それぞれ法令があるわけでございますから、それぞれの法律でその改正をやつていくのかあるいは一括して法令整理のための法律案をお願いし上げるのかという点につきましては、各省庁から出てまいりまして、私どもの取りまとめましたその中身を見て検討していきたいと思つております。

○鈴切委員 長官の八項目の基本方針の中には、「法令の廃止整理」がうたわれておりますけれども、具体的に対象となる法令数はどれくらいになりますでしょうか。また当初中曾根長官試案の段階においては「大幅」という言葉が入つておりましたけれども、長官自身としてはどれくらいを整理、廃止しようと思つておられますか。

○中曾根国務大臣 大体いまもう機能してないと思定されるものが三百幾つかあるようでありまして、これは一括して廃止法案を出すべきものだと思つて、それからいま生きているものであつても、できるだけ仕事を減らすために削減する努力をいまやつておる最中でございます。これは相当数ということでは、いまのところ御理解いただきたく思つてゐる最中でございます。幾つということをお約束するのは、いまやつてゐる最中でございます。正直に申し上げていまのところ見当はついておりませ

会計経理学的に見ております。それから特殊法人に金融事業等が非常に多く行われております。こういうものにつきましては、かねて監察をやりました報告をいたしました。俗に申しますと、貸し倒れの引当金と申しますか、こういうものの見直しをやりまして、頭の中にそういうものもございいます。違いますが、頭の中にそういうものもございいます。

一方、歳入面の方から申しますと、諸種の料金問題等も絡んでございと思います。これは個別のいろいろな問題があるかと思っておりますが、それぞれどの基準があるのではないかと申します。ともかく百十の多種多様な業務をやっております特殊法人につきまして、公共性の観点からと経済性の観点からと二つの見方によっておるわけでございと思いますが、統一的な基準と申しますのはなかなかおぼつかしいかと思えます。業務の類型別なりといった基準を頭に置いてやっております次第でございと思います。

○鈴切委員 いまの御答弁、特殊法人からの利益余剰金を国庫納入させるという話が出ておりますけれども、特殊法人の自主性とか独立採算性というものについて十分に配慮をする必要があるのではないかと申すように思いますが、その点についてはどうお考えでしょうか。

○中政府委員 ただいま申し上げましたように、特殊法人は非常に公共性が強いございます。公共性のほかに、先生ただいま御指摘の自主性の問題もございまして、経営努力の問題等も必要でございと思います。財政面から見ても、独立採算性というの尊重される原則であるというふうに考えております。

○鈴切委員 利益の余剰金を国庫納入させるという点になりますと、逆に今度は、赤字になった場合当然国が補助をする考え方が出てくるわけですが、この点についてはどうなんですか。

〔衆谷委員長代理退席、塚原委員長代理着席〕

○中政府委員 特殊法人の種類はいろいろござい

ます。先生ただいま御指摘の赤字になった場合には即補助じゃないかという性格のものもございいますが、全般から見ますと、すべてがそうではございません。たとえて申しますと、専売の例等もございいますが、こういうものは恒常的に利益が出るものでございと思います。

赤字が出た場合にどうかというお話でございますが、これは一般論になるかと思っておりますが、経営の悪化した場合の方策というのは種々ございと思います。経営の資金の不足という点になりまして、これは増資と申しますか出資という対策が必要かと思えます。一時金の不足というふうなことでございまして、貸付金ではないかというふうなことに存じますし、ある事業の実施の分野になりますと、これは財投の額の問題とかいろいろそういう問題も絡んでございと思います。またこれは特殊法人によりまして、原価が上ったというふうな場合は、各種の料金なりいわば手数料というふうな場合は、各種の料金ならなければならぬということもございと思います。そのほかに、事業によりましては政策的な補助金というふうな、先生御指摘のようなものも考えられますが、逆に赤字になった場合にはすぐ補助かという点には――私ども特殊法人全部を見ておるものでございしますから、全般から申しますと、いまのようなお答えになるかと思っておりますが、赤字の場合に補助というのはいま申し上げましたような中の一環であらうかと思っております。

○鈴切委員 余剰金のいわゆる吸い上げみたいな形になるわけでありまして、公共性の強い特殊法人が余剰金を出そう、利益をより上げようと考え、値上げを図っていくというふうなことも十分に考えられるわけですが、値上げに転嫁するということについては、国民の方としては大変に困る問題でございまして、そういうことにつながらないとも限らない余剰金の吸い上げの問題については、どういうふうにお考えでしょうか。

○中政府委員 また先生と若干感じが違いかもしませんが、先生はあるものを頭に置かれていら

っしゃるのかもしれないが、私どもいま全般を見ておりますので、いまの政府の方策から申しますと、先ほど申しましたような出資なり補助なり財投なりいろいろな手段がございと思います。そういうものを見ておりますと、適正な料金等の問題もございしますが、一定の経営努力を行っておりますれば、剰余金が出るという特殊法人も普通はあるわけでございます。

そういうことでございしますので、先生ただいま御指摘の、あるいは専売公社かと思えますが、こ

としからは制度が大分変わりました。まあ専売も確かに利益金を上げるのが一つの目的ではござい

ますが、経営努力を行った上で利益金を上げていただくのが私ども一番適正かと思っております。普通でございまして、剰余金を出すために値上げというふうなことは、特殊法人の経営の原則全般から申しますと、ちよつと違う話ではないか。特定の法人については、あるいはそういう御懸念があるかと思えますが、私ども全体から見ると存じます。ただいまのようなお答えになるかと思

○鈴切委員 いわゆる国民から料金を取って利益を上げたということになれば、これは国民に当然その利益を還元するというのが、私は言うならば筋論だと思っております。ところがどういうふうな形で剰余金を吸い上げるかという点について明確でないがゆえに、実際にはそういう心配も出てくるわけですね。特殊法人といつてもいろいろの特

殊法人があることもよく承知ですけれども、そういうことで、国民の料金体系の中から出している金が吸い上がって剰余金になった場合には、ある程度の留保金を考えた上において国民に還元する

という形になりませんと、これはほとんど値上げに転嫁するということに私は思うのですが、その点のたてわけをどういうふうにお考えなんですか。

○中政府委員 お答え申し上げます。特殊法人の剰余金の考え方でございますが、まず第一には、特殊法人のいろいろな法律を見ており

ますと、まず利益の積み立てをやっておきまして、欠損が出た場合に欠損を埋めて、残額を国庫に全部納付する、それから一定率を積み立てて残額を国庫に納付する、一定率を積み立てというものは、ある場合に、赤字が出たような場合という

ことでございしますが、特殊法人の全般から見ますと、そういう形態のもの一つございまして、すべてを国民に還元せよというふうなことは、ならないのではないかと申します。まずそういう剰余金の性格が一つござい

○鈴切委員 政府は、いまのところ財政再建に資するために電電公社の剰余金の吸収とかあるという電源開発、日本航空の持ち株整理を進めるというふうな聞いておりますけれども、これ以外にどういう特殊法人を考えておられますか。

特殊法人全部見直しをやっており、重点をどこに置いていくかというのはいま庁内で検討中の課題でございます。先生御指摘のございましたものも全部が対象になっておりまして、いまの段階では大臣からしかられますので、差し控えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○鈴切委員 実態調査をしておると言うのです。その見通しはどうなんですか。

○中府委員 大臣からの督促がございまして、できるだけ多くのものをこの年末の閣議決定に持ち込めというお話が第一段としてございます。

○鈴切委員 長官、国有財産の処分については長官が大蔵省に進言をされた。大変に財政が苦しいときなんだから、各企業も血のにじむような努力をしておる現在にあって、国だけが国有財産を保有しながら財政再建をするなんというのはいさかい。だから国有財産も処分して財政再建の糧に充てなさいという、大変に次元の高いお話をされたというふう聞いておりますけれども、ただお話だけであって、中身が何もないんじゃないんですか、その点について、具体的には大蔵省に国有財産を処分するということに言われた内容の中身というものが、また方向性というものをどうお考えでしょう。

○中倉根国務大臣 政治姿勢といたしまして、中小企業の皆さんが株を売ったり土地を売ってこの危機を切り抜けたわけでございまして、国が金がないというときに、国民の負担をお願いする前に、自分で持つておるものは売らねばならない。そういう考えに立って大蔵省に進言いたしました。大蔵省もわかりました。できるだけ努力して額をふやすようにいたします。そういうことでいま努力してもらっております。

中身につきましては大蔵省に任しておりますので、大蔵省にお尋ねいただければありがたいと思います。

○鈴切委員 大蔵省きょうは来てないわけでしょう。私のときは呼ばなかったのです。ですから、長官がそういうふうに言われた内容について、どう

いう基準でこれを進めたいかというまでの偉大な構想をお持ちでお話をされたんじゃないか、私はそう思ったので、沢ちんの大蔵省にあえて聞いてもらいたいので、長官にお聞きしたわけですが、そういう程度のものでしょうか。たとえば国有財産を処分するについては、できるだけ国民のためになるような土地の利用とか、そういうものを含めて財政再建にもまた寄与できるような国有財産の処分の仕方等、あるいは公共団体等に譲るとか、そういう問題も含めていろいろな構想があると思うのですが、先ほど御答弁された程度で、大蔵省の方には叱咤激励をされた、こういうふうには判断していいんですか。

○中倉根国務大臣 可能なあらゆる方法を考え、やってみてくれ、そういうことでやっております。国有財産にはいろいろな種類もありますし、また売り渡す相手につきましても、大体原則として公共団体が主になるということでもありまして、大蔵省も金を浮かすについてはいろいろ苦労しておるようでありまして、ともかくあらゆる手段を使つてできるだけ金を出すように努力して、くれ、そういうことでいま見守つておるところであります。

○鈴切委員 その点についてはまた大蔵省に聞きましよう。

第二臨調の基本的な考え方について、第二臨調設置そのものは基本的には直接的に行政改革そのものではないというところはよくわかります。特に新たな組織をつくり予算を計上することは、そのことだけから考えるならば、行政改革に逆行するような形になるわけでありまして、真に行政改革につながるためには、臨調の答申等が十分生かされる必要があると思います。臨調は設置することに意義があるのではなくして、臨調の答申、意見を政府がどれだけ実行するかによって価値が発揮されるものだと私は思うのです。しよせんは今回の第二臨調の設置というのは隠れみのじゃないだろうか、そういう一部の方があると思いますけれども、私はそうであつてはならないと思います。そして少な

くとも臨調が設置された以上は、その答申とか意見というものについて政府が忠実に実行する、その結果に基づいて、隠れみのであつたというそういう批判はなくなると私は思うわけでありまして、けれども、長官の臨調に対する姿勢はどういうものでしょうか。

○中倉根国務大臣 いまやっておりますことはやつておること努力しておりますし、また臨調として、次の時代の行革の軌道を設定するという大事業に取りかかるべくやつておることでありまして、断じて隠れみのではございません。

○鈴切委員 第一次臨調の際にも、臨調の意見または答申を内閣総理大臣から国会に報告するよう申し出る措置がとられておりましたけれども、実際は十分に行われないうちに終わつてしまつた。今回の第二臨調の場合は、適宜国会に報告するようにすべきである、私はそのように思うのですが、その点についてはどうでしょうか。

○中倉根国務大臣 答申の情勢を見まして、もし必要であるならば国会に御報告申し上げたいと思ひます。

○鈴切委員 財政再建というのは非常に目下緊急課題であるわけですね。すでに政府の方は大衆課税に転嫁するようになつて、そういう動きもあるわけでありまして、これが二年もかかつてということになりますと、国民は行政改革と政府の考へておる増税との板ばさみということになるわけでありまして、けれども、二年の期間がちょっと長過ぎると思うのですが、二年の期間を短縮するというようなことは可能でありましようか。また二年間、第二臨調で项目的にいろいろの答申が出た場合はほとんどそれを進めていかれるんでしようか。

○中倉根国務大臣 第一次の際には三年有余かつたのでございまして、今回は二年ということに限定いたしました。その二年の内部におきまして、総会を中間的にどんどん開いていただいで、できたものから御決議を願ひ、答申を願ひ、それをわれわれにお下げ渡しを願ひ、実行に移したい、そう考えております。

○鈴切委員 その第二臨調に八〇年代を展望したものであつてもよろしいというふうな考え方でありまうけれども、本来政府というものは、いろいろな資料それから情報、そういうものを持つておられるわけでありまして、ですから、八〇年代における問題としては、資源エネルギーの制約とか高齢化社会とか地方の時代、こういうふうな問題があるわけでありまうけれども、そういう問題に対して、政府みずからビジョンを持つて、少なくとも方向づけをするなり方針を決めるなり一つの政治的な判断というものは、私は非常に大切じゃないかと思うのです。ところが、今回の第二臨調は、実際にはそれまでを答申してまうのだというところでありまうけれども、それでは余りにも政府はおんぶにだつた感じがしてならぬのです。少なくとも政治家というものは、先の見通しをつけたがら日本の国をどうしようかということについて、私はそれなりの先見性がなくてはならぬと思うのです。ですから、そういう先見性のあるものを政府がある程度決めた上において、効率的で簡素ないわゆる運用をしていこうかというところについてより専門的な立場、広い立場から検討してもらつたというならば、それはそれなりに大変に有意義だと私は思うのです。そういうふうにかつたときに、まず政府が指導的な立場をとつていかなければいけない、第二臨調に任せ切りだという形ではない方がよい、私はこういうふうに思うのですが、長官はそのビジョンについてはどうお考えでしょう。

○中倉根国務大臣 もちろん第二臨調に全部おんぶしてもらつたという気持ちはございせん。われわれはわれわれの内部において、独自の見解で勉強すべきものは勉強し、つくるべきビジョンはつくつてまいりたいと思ひますが、やはり相当大きな問題を御判断願ひすることになると思ひますので、権威のある超党派の、全国的な規模の委員会である御判断を願つた方が適當であると考えておるわけでございます。

○鈴切委員 第一次臨調の任務は「行政を改善

し、行政の国民に対する奉仕の向上を図るため、行政の実態に全般的な検討を加え」となっている。行政の改訂も、今回の第二臨調においては、前段の「行政を改善し、行政の国民に対する奉仕の向上を図るため」という文言がなくなっており、その理由は何か。これはいわゆる守備範囲の見直しということで、官業の民業移行等の名のもとにおいて弱者切り捨てあるいは福祉後退ということになるのじゃないかという心配が国民に大変あるのですが、その点はなんですか。

○中曾根國務大臣 一言で性格的なことを申し上げますと、第一次臨調は行革の具体的な指針という性格があったと思います。今回の場合は行革のビジョン、あるべき政府の姿あるいは行政の機能、そういうような次の時代の改革の軌道設定というような性格が強いと思います。

○鈴切委員 調査会の意見または答申は、調査会が内閣総理大臣から国会に報告するよう内閣総理大臣に申し出ることができることとしています。それは、行政の改善問題については、行政府はその責に任ずることはもちろんであります。あらかじめその問題点を国民及びその代表たる国会に提示し、十分な協力を仰ぎたいとの趣旨であることとあります。しかし、そのような趣旨であるならば、明確に内閣総理大臣を通じて国会に報告するべきではないかというふうに思うのですが、その点はどうか。

○林政府委員 先生の仰せられるような説もあるわけですが、政府の審議会である答申を国会に出すというそのものも非常に異例である。それで、それを閣議にかけた上で国会に出すというだけでも十分担保されるのじゃないか。実は前回の調査会の際にその辺のことがいろいろ議論されて、ほかとのバランスからいって大体そのくらいでいいじゃないかということに落ちついたというふうに理解をしております。そのこと自体も異例に近いというふうに聞いております。

○鈴切委員 第一次臨調の実施状況なんです、実施状況の概要はどんな状態でしょうか。

○佐倉政府委員 第一次臨調の答申の中身がいかに実現したかということですが、概要を申し上げます。

もちろん基本的には政府は臨調答申後行政改革をいろいろやりましたけれども、極力臨調の答申を尊重するという基本姿勢はあったわけですが、実施の例として、まず各省庁一局削減というように、それから総定員法の制定及び第一次から第五次にわたります定員削減計画の実施。それから四十三年から四十五年の行革三年計画。これが三つばかり事項があるわけですが、まず第一に許認可等の整理、二番目に地方支分部局や審議会等の整理、三番目に補助金等の整理というのがございます。次に昭和五十五年行革、これも三つばかり事項がございまして、特殊法人の統廃合、特殊法人の役員数の縮減、三番目にブロック機関の整理、再編等でございます。

いろいろ申し上げましたけれども、以上の結果、第一次臨調の答申内容は約十六項目ございまして、これを約四十項目に整理区分して見ますと、実施したもの一部実施したもの合計は約七、八〇%というふうに考えております。

○鈴切委員 いま御報告ありましたけれども、第一次臨調で残された問題について、第二次臨調で引き続き検討する項目はどのようなものが具体的にございますか。

○林政府委員 具体的には委員会発足後、委員の方々がいろいろ相談されるんだと思いますが、第一次臨調で残っているものの中で、現在もなお委員の方々から進めたいものがないかというふうな結論が出たものは取り上げる。それがどういうものになるかというところは、まだこれから問題でございます。

○鈴切委員 政府として、第一次臨調で積み残されたけれども、第二次臨調で取り扱っているのは何でいい、そのようにお考えになっているのは何で

しょうか。

○中曾根國務大臣 たとえば中央と地方の関係に、地方機関の問題、あるいは官業と民業の関係、そういうことで大きなことを扱っていただいたらいけないかと思ひます。

○鈴切委員 それは必ずしも第一次臨調の問題ではないですね。第一次臨調で積み残された問題として、政府としてどういふものを第二次臨調でも扱ってもらいたいという希望があるのか、その点はなんですか、具体的に。

○林政府委員 しばしば話題になっております第一次臨調の積み残しで大きな問題としては、当委員会などでも、たとえば内閣府あるいは内閣補佐官の問題、あるいは科学技術行政関係の問題とか行政手続法の問題、あるいは国鉄、電電の監理委員会の問題とかいうものが残っているというように、これは話題になっておりますが、具体的に委員の先生方がこれらの中でこうしたものをもっと検討して進めたいというふうな結論が出たものは、また改めて検討されると思います。それから相当進んだものでも、たとえば許認可なり特殊法人なりというものは相当進んでおりますけれども、時代が変われば、また新しい問題がいろいろ出てくるだろうというふうなことで、そういうものもまた見直しが行われるんじゃないかと思ひます。その辺、いまの段階で私どもが申し上げるのはちょっと差し控えていただきたい、こう思うわけでございます。

○鈴切委員 第一次臨調のメンバーテーマでありました内閣府や内閣補佐官というものの設置、これは当時アメリカの機構である大統領補佐官、その機構だけを見まして、これを日本に入れた方がいんじゃないかという大変に先走りのことが実はあったわけでありまして、本来アメリカの大統領制度と日本の総理大臣とは違うわけですね。議会の構成等も違うわけですから、これが日本の国になじまないというふうなことで、結局は内閣補佐官というものは今日まで全然手を触れられないで来ているわけでありまして、けれども

この内閣補佐官とか内閣府という問題について、現在の状況から取り残されてしまった、そういうことについて今後どういふふうなされようとしていられるでしょうか、長官。

○中曾根國務大臣 あの当時はトップマネジメントという言葉が盛んに言われて、そういう意味で行政の中枢部における指導力が問題になって、そこで内閣補佐官とか内閣府という思想が生まれた。おっしゃる通りに、議院内閣制の日本と大統領制のアメリカでは非常に違う要素がありますから、取り残されて残った要素もあると思うのです。時代の変転と同時にそういうふうに思想も変わって、また時代の要求も変わると思ひます。いまフリードマンの安い政府とか、いろいろいふふうな言われておりますけれども、また時代が変われば、前のトップマネジメントみたいに言われないうちもありません。要するに、よく慎重に身構えながら綿密に時代の流れと日本に対する現実的必要性を考えて物はやっていかなければいかぬ、そう思ひます。

○鈴切委員 第一次臨調答申のうち、国土庁とかそういうものの設置は、機構の膨張につながるものが実施されて、第一次臨調の重要な課題等が取り残されたわけでありまして、そういうふうなやり方は問題じゃないでしょうか。その点はどうかお考えでしょうか。

○林政府委員 私ども必ずしもそういうふうには考えておりません。特殊法人なり補助金なり相当整理も進んでいっているわけですが、事実、三十年代を通じて特殊法人なり公務員数なり非常にふえたものが、四十年代からぱたりとまわっているというふうなこともございまして、けれども、中央省庁の再編成そのものは、行政の根幹にかかわるというふうなことでなかなかむずかしい問題だというふうなことで、いろいろ検討すべきもの多しということが残ったというふうに理解をいたしております。

○鈴切委員 国土庁についても、当時は確かに高度経済成長の時代であって開発ブームの中に生ま

れた省庁であるわけですが、私どもは基本的に、もう国土庁は思い切って中央省庁の整理統合で建設省等に包含されるべきであるというふうに思っております。今回中央省庁の統廃合にメスを入れなかった、あるいはまた局、部、官、室等の整理統合というものが行われないうことは、これはどういってお考えなんでしょうか。

○佐倉政府委員 中央省庁の内部機構の問題でございますが、今回の行政改革の基本的な考え方というものは、長官もいろいろ答弁されているとおり、機構減らしよりもむしろ仕事減らしの方に重点を置くこととございます。中央省庁の問題につきましても、その中でも自主的にいろいろと簡素にして効率的な機構を目指すように、自主的の点検、計画的点検を行うという考え方でございまして、これのやり方等につきましても、現在具体的に検討しているところでございます。やはり各省庁が自主的に自分のところで一番効率のよい組織を模索するというのが一番うまくいくのじゃないかということで、イギリス等で行われておりますマネジメント・レビューといったようなものを求めまして、わが国でもそういうことをやってみてはどうかという発想でございます。

○鈴切委員 私は、行政改革をするについて器減らしだけでよいとは思っていません。また仕事減らしだけでもよいと思いません。いわゆる仕事減らし、器減らし、そして定員管理、予算の問題、これはもう調和のとれた状態で進んでいかなければ本当の行政改革が進むことにはならぬだろう、こう私は思っておりますが、その点についての長官のお考えをお聞きしたいわけであり

ます。それと同時に、第二臨調について、どのような問題を検討することを期待しているか。たとえばオンブズマン制度についてどういふふうに研究をされていますか。あるいは情報公開法を臨調としてはどうお考えになっているのか。あるいはプライバシー保護法等についても導入の方向で諮問されるおつもりなんでしょうか。あるいは行政手続

法という問題も一つの課題になるのでしょうか。

○中曾根国務大臣 第二臨調におきましては、比較的大きい問題を取り上げていただきたいと私は念願しております。いまお挙げになったような問題は、行政管理局としても独自にいろいろ検討を加え、これを施策するかどうかということにやっておりますが、第二臨調の側におかれて、そういう問題にも言及されるならばそれでも結構である、第二臨調の皆さんが決めいただくことである、そのように考えております。

○鈴切委員 特殊法人は役所と民間の悪いところをあわせ持っていると言われておりますけれども、鉄建公団とかあるいはKDD問題とか生ずるのも、その基本的なあり方に問題があるのではないかとこのように言われております。第二臨調では抜本的なメスを加えられるべきだと私は考えておりますけれども、特殊法人についてのお考えはどうでしょうか。

○林政府委員 先生御指摘のように、前回の臨調のときに比べて、最近の特殊法人は非常に成熟化し、行政制度の中でも大きな地位を占めるようになっております。したがって、第一次臨調と今度の第二次臨調の違いの大きな点の一つに、調査対象に、従来行政機関だけであったのが、今度は特殊法人も加えた、これが大きな違いの一つでございます。そういう意味で、特殊法人についても、今度は相当メスを加えて改善策を出していただけるのではないかとこのように私も期待しているところでございます。

○鈴切委員 特殊法人はそういうことで、いま国民の批判の中にその姿勢を正そうとしているわけでありまして、特殊法人に付随する子会社、孫会社が実はあるわけでありまして。当初、特殊法人はそれなりの理由で設立されたわけでありまして、けれども、子会社あるいは孫会社については、もう特殊法人とは非常に異なるものでできていて、その状況が指摘をされております。よくよく特

殊法人の条文を見ますと、拡大解釈すれば、それと可能だということまで実は手を広げているというところでありまして、特殊法人としての本来たる設立目的を逸脱しているような子会社、孫会社に対しては、長官、どういふふうなお考えで臨まれるのでしょうか。

○林政府委員 特殊法人そのものは、実は強制設立ということで行政の延長ということがはつきりするわけでございますが、いま先生御指摘のような子会社、孫会社あるいは世に問題になっております認可法人等々につきましては、必ずしも一律に網をかぶせることはできないわけでございますけれども、ただ、実際問題としては、特殊法人の検討の一環として、そういう問題にも事実上及んで検討してもらえ可能性もあるというふうに私も期待はいたしております。

○鈴切委員 いま御答弁のありました認可法人について、これは従来から隠れ法人とかあるいは特殊法人とされ、それからいふに問題視されているわけでありまして、その特殊法人との機能のまた実際の相違が論議されてきたところであります。第二臨調の検討テーマとして、認可法人についても取り上げざるを得ない問題だと私は思うのです。その点はいかがでございましょうか。

○林政府委員 認可法人につきましては、その範囲が必ずしもはつきりしない。形の上から言えば、民間人その他の人が任意に申請をして設立するということなので、特殊法人とは全く同じに議論することもむずかしいわけでございますけれども、実際上、特殊法人と同じような非常に公共性の強い業務をやっておるものもたくさんあるわけでございますので、特殊法人と同じようなものとして扱いますので、特殊法人とあわせて認可法人の問題についても検討していただけたのではないかとこのように考えているところでございます。

○鈴切委員 第二臨調の性格というものは、委員の構成の中からはこれは判断されまして、いまこの場所において、国会審議の中にやはり明らかにすべきだと私は思います。そういう意味に

おいて、こういう委員会において明確に長官はお考え方を示せばいいわけであって、もし示さないということであるならば、それは国民に言いづらいういふふうな内容を含むと私どもは判断せざるを得ないわけでありまして。

委員の構成ですけれども、七人であったのが九人だといふに言われましたね。九人である。学、労働界、財界のOB、マスコミ、中立あるいは官界のOB、法曹界、これで七人でありまして、今度は九人になるわけですね。それで長官は先ほど、いま頭に去来するのは、そういう中に地方の人といふことをおっしゃいましたね。地方の人だ、これは広うござんすということに実際にはなるわけですね。そこで具体的に聞きしなればならないわけでありまして、地方の人といふのはどういふ人をお考えでございましょうか。

○中曾根国務大臣 地方の人という表現を用いたのはございせん。御質問の方が文化界、労働界及び地方を代表すると、そういうような御質問であったので、それで地方を代表するということ、そういうことは第一臨調のときには抜けておりました、今度はひとつ考える必要がありまして、どうか、そういう意味のことを申し上げたのであります。要するに、超党派的に全国民を代表するようない見識の高い人を選んでいきたい、いまところはそういう抽象的に考えておるのであります、いま新聞記者の皆さんがウの目タカ目で、どんな人が出てくるかと思つて毎日のように私の家なんか来て競争しております。無用な刺激を与えてもいけませんし、そういうような選挙みたいないことをやり始めると顔に出るものですか、顔に出ればもうすぐまたわんざわんざ騒ぎ出す、そんな無用なことはやめた方がいい。この間事務次官を呼びまして、選挙は一切まだやらな

い、それでこれは国会承認案件であるから、国会承認案件として国会に提出するまではこれは表へ出すべき問題ではない、さよう心得て、選挙一切まかりならぬ、お互いに凍結しよう、そういうこ

のではないかと御意見もある。私も考えるに、そういう意見もございまして、特に一次臨調のときの予算編成権の問題が現在まで実現を見ていないという一つの理由であらうと考えております。

○神田委員 この問題は非常に大きな問題であります。しかしながら、いわゆるこういう財政再建を国家的にやらなければならないという状況の中では傾聴に値する答申だというふうにわれわれは見ているわけでありまして、ここでこのことについての議論をすることは避けずすけれども、そういう意味では、この答申が生かされなかったというところにございまして、われわれとしては非常に残念だというふうに思っております。

続きまして、総理府と行管庁を統合して総務庁とする、こういう勧告が出ております。現在の総理府の持っている総合調整機能、それから行政管理局の組織管理及び行政監察の機能を強化して総務庁とするという一つの案が出ておりますが、これが実現をされなかったのはどういうことでありましようか。

○佐倉政府委員 広い意味におきましては、総理府もあるいは行政管理局もある意味での総合調整機能を果たしているというわけでございしますが、総理府本府における総合調整機能は各省庁にまたがると申しますか、実態施策、たとえば交通安全対策あるいは老人対策といったような施策の実施行政についての連絡調整であるということに對しまして、行政管理局は、ただいま先生のお話にありましたように、機構、定員の管理あるいは統計等の基盤、あるいは行政監察等を通じて行政の運営を総合的に調整する機能であるというふうに考えられるわけにございまして。両者の機能には、実態面の行政ということと、言うならば内閣の中ではございすけれども、それをチェックしていくという総合調整機能であるという点においてやや異質なものがございます。ということが特に機構を統合しなければならぬということでもないという意見があったのであらうかと存じております。

す。

それから、現行の体制、すなわち総理府本府と行政管理局が別になっておりますが、実際上は相互に必要に応じて連絡を密にしているというようないやうなやり方で、現行体制においても特段の支障は必ずしも生じていないじやないかという意見もあるやに聞いております。

以上のようなことが第一次臨調における総務庁、すなわち総理府本府と行管とを統合整備して総務庁にするという構想が現在まで実現していない理由かと考えられます。

○神田委員 これは私も問題点を指摘して、お答えを聞いて、さらにそれを検討の課題にするというところでありますので、一つ一つの問題について往復はいたしません。問題点の指摘をさせていただきます。

続きまして、総合開発庁の問題であります。「総合開発行政に關係する行政機関を整理し、その機能を強化するため、経済企画庁総合開発局および水資源局、北海道開発局ならびに近畿圏整備本部を統合して、総合開発庁を新設する。」というふうに答申をされておりますが、これが国土庁は新設されていても北海道開発庁はそのままになっている。こんなふうな形で非常にちぐはぐな形になっておりますが、この点はどういうふうにお考えでございすか。

○佐倉政府委員 これもまたいろいろ御議論があらうかと思ひますし、議論をされる方によりまして、その理由の分析等も違ふかと存じます。北海道開発庁は北海道という一つの地域、この開発のための計画及び予算を一括して担当するとともに、北海道開発局におきまして公共事業を實際に実施してあります。国土庁は企画調整官庁でございすので、北海道開発庁という公共事業を實際に実施している機関を国土庁の設立に際しまして一緒に統合しなかつたというふうに考えられるわけにございす。

○神田委員 国土庁はそれなりに機能を果たしているというところは認めてはいるのですけれども、

しかしながら、国土庁ができて開発行政の一体化というのはなされてない様子がある。つまり国土庁の定住圏構想、自治省の広域市町村圏、それから建設省の地方生活圏、それらがばらばらな施設を持って地方に押しつけられているような状況があるわけで、そういう意味では開発行政そのものがうまくいっていないというふうなことがありまして、これもやはり行革の一つの大きな対象として今後とも考えていかなければならない問題ではないかというふうに思っているわけでありま

す。ところで、次に「中央省庁における既存部局の整理・統廃合の促進および部局新設、膨張の抑制」こういうことが答申をされております。この既存部局の整理、再編成というのはどのぐらになされているのか。答申では「現行部局の数をとおむね半数程度に減ずることが可能」と言っておりますけれども、現在われわれが見ておりますと、そのことにございましては非常に不十分だというふうに思っておりますが、この点はいかがでございすか。

○佐倉政府委員 中央省庁の内部部局の話でございす。これは従来から行政事務の増加を理由とする機構の膨張というものは極力抑えるような方針で、なお事務処理能力の向上あるいは既存部局の再編に對処してきたところでございす。

たとえば中央省庁の局の話でございす。四十二年度には百二十局設置されておりました。四十三年度には御存じの一省庁一局削減によりまして十八局を削減し、その後は極力スラップ・アンド・ビルドの原則にのっとりて對処してきた結果、四十六年度の環境庁の設置あるいは四十九年度の先ほどの国土庁の設置等に伴う局の新設があったわけにございすけれども、現在の設置数は先ほど申し上げました四十二年の百二十よりも小さな百十四という段階でございす。

第一次臨調の、中央省庁の現行の部局、先ほどのお話でおむね半数程度減ずることが可能じやないかというふうに言っておりますけれども、臨

調答申の中身は、企画部門と実施部門とを組織的に分離しまして、企画部門につきましては、ある程度専門官の制度を導入するというようなことを前提にして、既存部局の半数程度に減ずることが可能であらうというふうな趣旨であつたと理解しております。

企画部門と実施部門との分離については、従来からいろいろ議論のあるところでございす。これも日本の風土に合うのか合わないのかといったような学者の御意見もございまして、いろいろとむずかしい点がございす。

なお、臨調答申以降、企画事務の増大に對しましては、参事官あるいは審議官といったような専門官の強化によつて企画部門の課なり部なりというものの膨張を抑制してきている次第でございす。

○神田委員 中央省庁については部局の削減というのは大変大きな問題ですからなかなか手がつかないのはわかるのでありますが、今後中央省庁の改編問題については、第二次臨調にそういうふうな精神でこれを諮問しようとしているのか、その辺はどうでございすか。

○佐倉政府委員 さらに中央省庁の改編についての御意見でございす。先般取りまとめました「今後の行政改革に関する基本的な考え方」におきましては、当面の検討課題の一つとして、中央省庁内の再編に關しまして自主的、計画的な組織再編というものの推進を実施することにしております。これは行政機構の膨張を抑制しながら、組織とその運営が行政需要の変化に弾力的に對応し得るようになつていくことが趣旨でございまして、この実施に当たつては、当然ながら臨調答申の趣旨を踏まえて検討することとなると考えております。

なお、今回の臨時行政調査会におきましては、中央省庁の機構については、行政機構全体の問題として、その関連において必要に応じて調査、御審議いただくことを私どもとしましては期待しております。

○神田委員 次に、審議会の問題について御質問申し上げます。

審議会運営の改善その他いろいろな事柄がござりますけれども、審議会の問題についての答申はどの程度実現をされているのでありましょうか。

○佐倉政府委員 審議会の運営面の改善に関する臨調答申の骨子がございました。これは委員構成の是正、あるいはその議事運営の改善あるいはその審議会の主務官庁におけるその審議会からの答申、意見等の尊重、こういったものが前回の第一次臨調からの答申と承知しておりますが、このうち委員構成の是正につきましては、昭和五十三年の一括整理に当たりまして相当大幅に実施したところでございます。

特に、行政機関の職員につきましては、主務官庁として、当該審議会等の不可欠の構成要素と見られる場合を除いて、極力審議会等の委員から除外したところでございます。

次に、議事運営の問題でございますけれども、議事運営の改善あるいはその答申の尊重等につきましては、常々それぞれの主務官庁においてその実現に努めているところであるというふうに考えられますが、今後とも行政に対する審議会を通じての国民の意思、そういったものの反映があるわけでございますから、審議会等の設置の本旨にもとることのないように不断の見直しを行ってまいりたいと思っております。

〔塚原委員長代理退席、委員長着席〕

○神田委員 委員構成についてかなり改善をしたということですが、この審議会答申には、一つには、委員には国会議員は充てないこととするというようにもございまして、この前の委員会におきましては長官の方に御質問申し上げた経緯がございます。たとえば電源開発調整審議会は十七人のうち九人が国会議員であります。国土開発幹線自動車道建設審議会は三十一人のうち二十三人が国会議員であります。科学技術会議は十一人のうち五人が国会議員であり、貿易会議は二十九人のうち五人がそれぞれ大臣、国会議員であ

ります。答申によれば、国会議員を委員から外して、行政部の委員も原則として任命せず、するときは幹事としての参加にとどめるものとしております。委員構成をこういうような形で現在改めたとは言いがた、まだまだこういうふうなことがございまして、これを改めるべきであるというふうに考えておりますけれども、その点はどうなのか。

同時に、大蔵省の事務次官は三十四、運輸省の事務次官は三十一、通産省、建設省の事務次官は三十、農林省の事務次官は二十九の審議会の委員となっております。答申や意見を聞くはずの次官が委員になるのは、これはまた大変おかしいものでありますから、この点についても改めるべきではないかと思っておりますが、この点はどういうふうにお考えになりますか。

○佐倉政府委員 審議会に関する委員構成の御指摘でございますが、政府の職員が審議会の委員になることは特殊な場合を除いてやめた方がよいというのが臨調の御意見でございますが、これはいろいろ審議会等の委員からそういうふうな除外してきた結果、整理前に百二十三あった行政機関の職員を構成員とする審議会が現在では三十九に減少しております。

それから、国会議員を構成員とする場合にも言及なさっておりますけれども、一括整理による統廃合の結果でございますが、これが十七から八に減少しておりますけれども、残っております八審議会につきましても、今後各方面の御意見を伺いながら検討していきたいと考えております。

○神田委員 審議会の委員構成は、やはり一つの大きな問題点として出されたものでありますから、徐々に御努力をなさっておることはわかりますけれども、ひとつさらに推進をしていただきたい、こういうふうにお考えでおります。

次に、審議会の整理状況、これは臨調の答申以来どういうふうになっておりますか。

○佐倉政府委員 臨時行政調査会の答申以後の話でございますが、審議会の整理そのものでござい

ます。これはできるだけ精力的に実施してきた一つの項目でございますが、昭和四十一年の一括整理におきまして、これは純減でございますが三十四、それから昭和四十四年行政改革計画におきまして純減十、さらに昭和五十三年の一括整理において純減三十六というふうに審議会を減らしてきております。この結果昭和四十四年度末に二百七十七ありました審議会が、現在は約四分の一の整理されて、二百十二というふうになっている現状でございます。

○神田委員 私ども、この審議会の整理につきまして、かなり進んでいるというふうには認識をしております。しかしながら、われわれはなおこの審議会には、一つは必要性の乏しいもの、二つには不活発なもの、三つには類似のもの、これを中心にして今後整理を進めていくべきである、こういうふうにお考えでおりますので、これについては第二次臨調の答申を待たずとも、改めてこの審議会の問題については第二次臨調の答申を待たないで、ひとつ勇断をふるって整理を進めるべきだというふうにお考えでありますが、お考えはいかがでございますか。

○佐倉政府委員 先般取りまとめました「今後の行政改革に関する基本的考え方」の中に「審議会等の廃止整理」を掲げてございます。でございますので、先生おっしゃいますように、第二次臨調の答申を待つというまでもなく必要性の乏しくなったもの、あるいは活動の不活発なもの等を中心として一段の見直しを行って整理統合を推進していきたい、そう考えております。

○神田委員 続きまして共管競争事務についての問題をお聞き申し上げます。

この答申の中でも「いわゆる行政事務の共管競争に対する国民の苦情は非常に多く、かつ、行政の広範な部面にわたって提起されている。こういうふうな言われております。それによりまして、

この第一次臨調におきましては具体的な事例を挙げまして、そして共管競争事務についての改善を答申しているわけでありまして、これらの問題につきましてもどういうふうにお考えでございましょうか。

○佐倉政府委員 共管競争事務は確かにいろいろ行政上の問題のある部分でございます。この改革に関する意見は、当時わが国の緊急な行政分野でございました。港灣あるいは貿易、経済外交、経済協力行政というものを取り上げて、その改善策を提示したものでございまして、その実施状況はどうなっているかというお話でございますが、まず港灣における通関連行行政につきましましては、各省庁の連絡協議会の設置あるいはその必要は提出書類、国民からの提出書類ですね、こういうものの様式の統一あるいはその港における合同庁舎の建設の促進等々。

それから二番目に、貿易関係の許可業務でございますが、これにつきましましては、外為法の改正による貿易関係許可事務の簡素合理化。

三番目に、経済外交につきましましては、在外公館における経済担当官の充実。これは昭和四十六年度二百四十二人、五十五年度三百十人という数字が上っておりますけれども、こういう海外との通信体制の整備等。

それから四番目にございましては、経済協力行政についてでございますが、対外経済協力関係懇談会の設置、これは昭和四十四年でございまして、なお五十年には関係会議に改組後、五十二年に閣僚会議の効果的運用によって廃止されましたが、民間有識者を含む対外経済協力審議会に改組されたわけでございます。これによりまして、輸出入銀行と海外経済協力基金の業務分担の明確化等を通じて、いま申し上げましたような各項目につきましましていろいろと実現してきたところでございます。

ただ、ほかにも共管競争の問題はございましてわけ、共管競争の問題はやはりこれからも十分に意を用いて検討していきたいというふうに考えて

おります。

○神田委員 この臨調答申が具体的に挙げました「軌道事業に関する各種の許可認可」の問題「標準外決済にかかる輸出の承認」「農林・運輸両省の行なう漁船の検査・登録」の問題「農林・運輸・建設三省の行なう海岸保全行政」「厚生・建設・農林三省および文化財保護委員会が行なう景勝地保護行政」こういうものにつきましてもはどういうふうに改善がなされたでしょうか。

○中政府委員 先生たまたま御指摘の許可認可でございますが、臨調では別に付属資料といたしまして詳細なものが出ております。それを入れますと三百七十九事項ございまして、現在までのところ二百六十八事項で七十一％が措置済みでございます。まだ残っておりますものもございしますが、鋭意努力をいたしたいと思っております。

○神田委員 この臨調答申の共管競合の問題で一つ重要な指摘がありますのは、共管競合による不都合発生の原因のうち、特に重要なものは「行政官の姿勢の問題である」と指摘しております。その「根本の原因は、採用から退職後の再就職に至るまでのすべての人事が基本的に各省別になされ、これらの面での各省間の横断的関係づけのルートが皆無に近いという人事制度のあり方にある」というふうに述べております。この点が全く現在も改善されていない、手がついてないわけでありまして、今後こういう問題につきましても改善していく意思がおりないでございましょうか。

○佐倉政府委員 これは人事の問題でございまして、私からお答え申し上げるのは必ずしも適当ではないかと思ひますけれども、臨調答申では、確かに上級職公務員の一括採用制度等を提言しておられます。これにつきましては、まず第一に各省大臣のその任命権との関係を初めとして、具体的な任用に当たってはその職種あるいはその本人の適性、各省の人事構成等につき個別に考慮されるべき問題があるわけでございます。種々検討すべき問題がございまして、いまだ実現を見

ておりません。しかしながら、この臨調答申の趣旨を生かすという意味におきまして、採用された上級職採用者につきまして、各省全部集めまして合同初任研修等を実施しておりますが、こういうことを実施を始めたということで、各省間の人事交流の活性化等の努力がなされてきているというふうに思ひます。

○神田委員 この問題は後で総定員法等の関係でもう一度質問をさせていただきますが、われわれとしましては、まだその点が全然手がつけられていないというふうに判断をしております。

次に、行政事務の再配分についての問題であります。これはやはりいろいろ具体的な事例がありまして、この点が大部分であるというふうに考えております。この点はどうかしてでありましょうか。

○佐倉政府委員 行政事務の配分に関する改革意見が実現していないというわけでございますが、行政事務の配分に関する改革意見は、まず教育、民生あるいは産業、労働関係等の行政分野における個別的、具体的な事務の地方移譲をするように、あるいはその二番目に地方事務官制度、これが問題であるのでこれを廃止せよ、それから三番目に個別補助金の整理、四番目に国の地方出先機関の整理等がその答申の主なものであつたと理解しております。

これにつきましては、個別、具体的事務の再配分につきましては、従来から許可認可等の整理の推進等を通じて取り組んで来たところでございまして、一部、そういう意味では実現しているものがあるわけでございますが、臨時調査会における指摘、三十二事項のうち十九事項は実施されているというふうな把握をしております。またその補助金の整理あるいは国の出先機関の整理につきましても逐時実施に移してきているところでございまして、これもまた部分的に実施されている部分があるわけでございます。私が二番目に挙げました地方事務官の制度でございまして、これにつきましては、各省庁と鋭意詰めておりまして、運輸省

関係の陸運局の車検及び登録の部分につきましては、今国会に法案を御提出して審議をお願いしているところでございますが、ほかの三つの分につきましては、まだ成案を得るに至っておりません。今後引き続き検討することとしております次第でございます。

○神田委員 時間がございませぬので、どんどん前へ進んであれですが、次に、許可認可の問題について御質問を申し上げます。

この許可認可の問題も、臨調答申によりましていろいろ指摘をされておりました。許可認可等の改革に関する意見の中で、具体的な事例を挙げて改善を要望しておるところがございまして、この辺のところにつきましても、どういうふうになっておりますか。

○中政府委員 許可認可につきましては、具体的に三百七十九事項の指摘がございまして、二百六十八事項を実施いたしました。まだ残っているものがございます。その辺につきましては非常にむづかしい問題等もございまして、政府としてできるものは今後とも推進をしてみたいと思っております。

○神田委員 さらに行政機構の問題。これも答申の「行政機構の統廃合に関する意見」の中で具体的に事例を挙げまして、やはり問題提起をしております。これらにつきましてもどういうふうな形で実施がなされたのでありましょうか。

○佐倉政府委員 行政機構の整理合理化につきましては、四十三年度の一省庁一局削減によりまして十八局の減、それから最近では昭和五十三年から五十四年度における課、室、官等の一律削減、これは五十一の減でございまして、これを初めといたしまして、ブロック機関の整理再編成、これは今国会に法案を再提出いたして御審議願ったところでありますが、さらにその下の機関でありまして支所、出張所等の整理、これは昭和四十五年から五十四年度までに約三千七百機関を整理しております。こういうふうに地方支分部局の整理合理化の措置を図ってきたところでございまして、第一

次臨調答申において具体的な改革意見が出されている機関につきましても、これらの整理合理化の際にその実施を図ってきているところでございまして。

○神田委員 以上、大変大ざっぱでありますけれども、第一次臨調の答申についての問題につきましても、御質問申し上げます。

これを見ましても、私はこの第一次臨調というのは大変りっぱによくできていると思っておりますけれども、その答申を受けてこなしていく行政の方がどうもそういう意味では非常にネグレクトしていたという感じがするわけでありまして、私がいま指摘をした問題だけでも、第一次臨調で言われていることを本気になって行管庁がやろうとするならば、いま改めて第二次臨調というものをここに持ち出してやらざるを得ないというふうなことはないんじゃないかと考えているわけでありまして、そういう意味では、ここに出してこれら第二次臨調の中に、いかにしてこの第一次臨調の中で積み残されたものを入れていくかという問題を真剣に考えていかなければならないと思っております。

以下、この第二次臨調の問題につきまして御質問申し上げます。

先ほど来から御質問がございましたが、この第二次臨調の規模や運営につきましては、委員とか専門委員とか調査員、事務局、これはどれくらいの人數で、どういうふうな構成をとらうとなさっておるか、特に専門委員、調査員あるいは事務局の体制は具体的にどういう形になるのか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

○林政府委員 委員九名の下に専門委員と事務局をつくることにしておりますが、専門委員と事務局につきましても、これからの予算算定の段階で決まるわけでございますが、私どもとしてはできるだけ簡素な組織にしたいということでは進んでいるわけでございます。

ちなみに前回で申し上げますと、委員七名の下に専門委員二十一名、調査員七十名、庶務関係四十名

という構成でございました。今回はこれよりも若干下回る、できるだけ簡素な組織でやりたい、こういうふうに思っております。

○神田委員 第一次臨調におきまして、官庁派遣のスタッフが当該官庁に関する行革になると非協力的な姿勢をとるといふようなことが指摘をされておりました。これはやはり人情としてうなずける問題でございませうけれども、こういうものにつきましましては、この第二次臨調ではどういふふうに対応なさるのか。

また、労働組合など民間スタッフをできるだけ多く登用せよという意見もございしますが、この辺のところにつきましては、委員だけではなくて専門委員などにつきましても、こういう労働組合等民間のスタッフの登用をお考えでありますしうか。

○林政府委員 まず専門委員でございしますが、前回も学識経験者等、学者なり民間の人を充てていたわけでございします。それで二十一名のうち大学の教授、助教授クラス五名、その他の民間の方九名というふうなことでございまして、今度も恐らくそういうことになるのだと思ひます。

それから調査員でございします。今度は事務局の中に入れてありますが、前は専門委員に直結させたわけでございしますが七十名、この中で行政機関出身者が五十六名、うち行管が三十名、その他二十六名、それ以外が民間の方ということになっておりました。今回もある程度民間の方に入っているわけでございします。予算のお願いはしていただくわけでございします。

なお、御指摘の各省からの出向者でございしますが、各省から大体一名あるいは二名くらい来ていただいたのが前例でございします。ただ、各省から来ていただいた方が非常に邪魔になったとかいふことは、実は私も余り耳にはしていないわけでございしますし、今後ともそういうことについては十分気をつけてやっていきたいと思っております。

○神田委員 議論をしていると時間がありませんので、先に進みますけれども、やはり自分の官庁

のことになるとかなり消極的だということは周知の事実でありますから、その辺のところは今度は少し考えてもらった方がいいのではないかと、この提案をしていただくわけでございします。

次に、この臨調答申を受けて行革を成功させるためには、やはり当局が決意を持ってリーダーシップをとって行わなければならないことでありますが、国民の間にも行革推進のコンセンサスを形成しなければならぬ、こういうことであります。このためには調査会の論議の状況を適時公表しまして、事実上国民参加の形にするように持っていくかなければならぬ、われわれはこう考えているのであります。その点はいかがでございしますか。

○林政府委員 会議を公開することも一つの方法でございしますが、公開した場合には、審議の中立性、円滑性を阻害するという一面もあるわけでございまして、前回も非公開にしておりましたし、今回もそのように考えたい。ただ、途中で公聴会等なるべくいろいろな意見を入れることにしたいというふうに考えているのでございします。

○神田委員 これは長官にお聞きしたいのであります。八〇年代、九〇年代を展望した行政の哲学、これを調査会で練るという遠大な計画もわかるのであります。当面、行革というのは財政再建の方向を決定づける緊急かつ最大の政治課題であるというふうにわれわれは考えております。したがって、さきに答申をされた政府税制調査会の意見書を見ても明らかのように、現在の財政危機を克服するには行革など歳出の徹底的な削減を一応進めるといふことになっております。しかしながら、それはしなくても、課税ベースの広い間接税の導入もやむを得ない、こういう意見が出ておまして、つまり財政当局は昭和五十七年度からの新税の導入をある程度考えている、こういうことでありますから、まさに来春調査会が発足して論議が進められる時期に、五十七年度に向けての増税の論議がこままた出てまいりまして、国民の世論が二分されるということになりま

す。こういう時期に、二年以内にこの行革のいわゆる臨調答申をするという余裕が果たしてあるのだろうか。したがって、われわれとしては、増税なき財政再建の道は行革を待たなければならぬというふうに考えております。これらの問題について二次臨調の答申を待たないで緊急不可欠のいわゆる行財政の改革を行うことができないだろうか、その辺はどうお考えでございしますか。

○中曾根国務大臣 行革は行革、それから財政再建は財政再建、みんな独自性を持っていると思ひます。しかし、今日のこのような財政窮乏の事態を見ますと、おのずから政治姿勢として行革を断行しなければ財政再建もできない、そういう環境にあると思ひます。そういう意味においては、両方に一つの共同の地盤があると思っております。そういうようなことも踏まえて、この二次臨調が成立した場合には、二年と限っておりますけれども、できるだけできた分からどしどし答申をしていただきたい、それを検討の上実施に移していきたい、そのように考えております。

○神田委員 一般会計の三分の一を占める補助金並びに三K赤字、財政投融資、こういうものの歳出の抜本的な見直しがいよいよ財政再建のポイントであります。これらは二次臨調で検討することになって官業と民業及び中央と地方の境界線等とのテーマに非常に深くかかわっていることであるから、われわれとしては、やはりこの二次臨調の答申を待ってこれを行ったのでは間に合わない、そういう意味では、緊急的なものとそうでないものとを分けまして、緊急的な課題につきましましては、これを二年というようなことではなくて、その都度解決していくような努力が必要ではないか、こういうふうに考えているわけでありまして、いかがでございしますか。

○中曾根国務大臣 御意見のほどはよく傾聴いたしまして、参考にしたいと思ひます。

○神田委員 次に、二次臨調の検討課題といたしまして、まず一つは、国と地方の任務分担、境界

線のテーマ、単にこれは守備範囲の領域にとどまらずに中央集権的な従来の行財政システムの根幹にかかわる問題になっているわけでありまして、約一万件に及ぶ許可事項、地方自治体の命綱とも言える補助金の交付、現業部門を除いてほとんど意味のない地方支分局などは、中央の政府が地方自治体に対する監督といひますか、画一的な方向づけになっているわけでありまして、われわれとしては、この問題につきましましては、量的な拡大の道をとるのではなくて、質的な充実が求められているというふうに考えておまして、そういう意味では、この中で福祉や医療や教育、文化、それから都市問題、こういう住民に密着したテーマを解決していくために、地方の主体的な創造的な対応が今後とも要請をされるように考えております。したがって、地方の時代は、自治体の権限と財源の強化なくしては発展しないということでありまして、かつてのように、自治体が複雑な補助金申請の陳情を重ね、縦割りのひもつき補助金で財源の足しにしている状況では、自主的な企画あるいは行政の推進が望めないということ、公共事業などにおける補助金の総合化を進める必要はないか。われわれとしては、これは第二補助金、いわゆる第二地方交付税という形で前々から御提言を申し上げているわけでありまして、この補助金のあり方についての検討ということ、この補助金の削減を減らすということではなくて、その交付の仕方を変更する考えはないかどうか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

○中曾根国務大臣 そのような工夫も大いにしてみようと思ひます。

○神田委員 この補助金の問題につきましましては、この前の委員会等におきましてもかなり具体的にわれわれの方として提言をしております。そういうことで、それらの問題につきましても、ひとつ今後とも発想の転換をしていただまして、思い切った改革をしていただきたい、こういうふうに

要望しておきたいと思うのです。

続きまして、総量規制方式の見直しの問題について御提言を申し上げたいと思うのであります。佐藤内閣が昭和四十二年に一省庁一局削減を行つて以来、スクラップ・アンド・ビルド方式が確立をしまして、また昭和四十四年に総定員法が制定をされて以来、各省庁の組織、人員の抑制策は総量規制方式と称されて、行革の手法としてはこれが日常化しているわけでありました。この背景には不満の公平な配分、こういうことが言われているわけでありましたが、しかし、これからのいわゆる行政改革の推進に当たっては、多様化した行政需要に的確にこたえるには人員、機構の配備が重要でありますので、総量規制方式にかえて、たとえば英国のマネージメントレビュー、西ドイツの組織点検、こういう合理的な方法を検討していかなければならないと思つてゐるわけでありますが、この辺のところはどういうふうにお考えでございますか。

○佐倉政府委員 ただいまのお話、総量規制方式というふうにお呼びになつたわけでございますけれども、定員の問題につきましても、その上限を定め、その中で重点的に必要な方へ必要の薄くなつたところから人員を回していくということが出来るわけでございます。この上限を決めて総枠を定めるということが、全体的に人員の不必要な膨張を抑制してきているという効果はあつたわけでございます。必要とところに機構なり人員なりの手当てをするということが、いま総量規制と先生がおっしゃつたことと別に矛盾することではなく、場合によつてはそれがやりやすい方法であるというふうにも考えられるわけでございます。また一省庁一局削減といったような方法は、確かに合理的な側面から若干欠ける面があるかもしれませんが、現実面としましては、行革の一つの手段であるということもまたあるわけでございます。いろいろな手段を駆使して、簡素にして効率的な政府をつくり上げていくことにしたいと思つてゐるわけでございます。

○神田委員 これはこの前も御質問申し上げましたが、いま国家がこういう行政改革の非常事態だ。そういう中で、たとえば配置転換の問題一つとりましても、どうもほとんど進んでいない状況だ。こういうことを考えますと、やはり各省庁間のいろいろな形での決め方というものは、この際考え直していかなければならない。そして一つの大変なセクターのようなものをつくつて、たとえば大変仕事が多くなつたところの職員を無理のないような形でほかの職場に持つていくというふうな形でのものは解決をしない。労働の中身の問題とそれから人の配置の問題、この二つに手をつけていかなければ行政改革の実が上らないと私は思つてゐるのですが、その辺のところはどういうふうにお考えでございますか。

○佐倉政府委員 各省間、部門間の配置転換の問題でございますが、いま先生お話のとおり非常にこれはむずかしい点がございます。これは直接的にどの人をどういうふうにか動かすかという人事の問題でございますので、必ずしも私の方の所管とは申せないのでございますけれども、やはり定員管理に關係はございますのでお答え申し上げますけれども、確かに、具体的にどの人をどう持つていくかということとは非常にむずかしい条件、本人の希望もございまして、また出側の機関あるいは受け入れる側の機関等諸種の条件なり何なりというものが円滑にうまくいかなければならないというところで、きめの細かい配慮が必要でございます。そういう意味でむずかしい点はございまして、先生御指摘のように、これはなかなか重要な問題でございますので、私もとしましては、この配置転換は、きめの細かい条件整備を行いなから、ぜひとも進捗していきたいというふうに考えております。五十五年度はこの道づの年でございますので、私もとしましてはぜひとも実績を上げていきたいと思つてゐるわけでございます。

○神田委員 次に、特殊法人との關係もございまして、財政投融資の問題が近ごろ非常に大きく取り上げられております。つまり第二予算というふうな言われ方をしておりますけれども、財政投融資がどうももうまく効果的に使われていない、こういう指摘がございまして、二、三財政投融資の關係につきまして御質問を申し上げたい、こういうふうに考えております。

財政再建というのは、増税によらずに行政改革の徹底化だというのが多くの世論であります。行政改革の観点から補助金、三五赤字、こういうものがこれまで論議されてきましたが、さらに財政投融資の状況も課題だというふうな指摘を近ごろ厳しく受けるようになってきております。その中で現在財政計画は一般会計の財源不足をカバーして、本来一般会計でやるべき各種の行政を、特殊法人の投融資という形で補完をしまして、財政計画の一般会計化が進んでいる状況であります。が、財政の中でとりわけ資金運用部資金の運用が特殊法人などへの貸し付けになっておりますが、将来回収されるという形で行政改革による見直しの対象から外されてゐる、これが現在の実情であります。

しかしながら、財投がすべて本当に必要なところに向けられてゐるかという点、これが大変いろいろ問題がございまして、低利融資のための利子補給や焦げついた融資の肩がわり、利子の免除、こういうものについて一般会計にツケが回つてくるような状況であります。たとえば国鉄は新線を建設するのに鉄建公団をつくりまして、主に財投資金で建設費を賄つております。しかし、財投に頼つて赤字新線を建設したツケが現在一般会計に回つてきてゐるわけでありまして、国鉄予算に對する年間六千八百億円の助成を初めとしたしまして、これまでの累積赤字五兆円の利子の肩がわり、さらには財投の返済猶予、今後十年間にわたつて一兆二千五百億円の新たな融資を決めてゐる。こういうふうにして、不良な投融資のツケが国民の税負担を重くしてゐるわけで、財政再建を妨げてゐるわけでありまして、

一般会計からの利子補給や貸付金、補助金、出資金などの形で財政計画へ出資される金額は五十五年度で一兆三千億円の達しているわけでありまして、財政当局として財政投融資の融資基準、また一般会計での利子負担など財投の基本的あり方について、行財政の観点からどういうふうにか考へてゐるのか。行管庁は財投の融資状況、融資対象機関に對する行政監察を今後強めるべきではないかと思つてゐますが、この点、長官はどういうふうにお考えですか。

○中曾根国務大臣 財投につきましては、御指摘のような問題点があると思つてゐます。いま国民経済の中にございまして、昔と違つて相当大きな地歩を占めてまいりまして、肥大化すると同時にマンネリズム化してきた点もあると思つてゐます。したが、いまは第二次臨調におきまして、当然財投のようなのは検討の対象になるのではないかと考へております。

○神田委員 この問題は非常に大事な問題であります。財投の非常なむだ遣いといひますか、使われ方が非常にわかりづらいといひことが言われております。

大蔵省、きょう来ていただいておられますので、大蔵省の方にお聞きしたいのであります。財投が今後どういうふうに進むかということ、行政改革の大変重要なポイントになつてまいりますが、この財投の内容は、国会に提出をされる資金計画、原資見込み、使途別分類表という三枚の総括表があるにすぎない。これでは一般会計の歳出削減など行政改革を議論してもしり抜けになつてしまふわけでありまして、この財政投融資の実態、特に資金運用部等がどういうふうな形でどういうふうになつてゐるかというものがもつとつきりしていかなければならないわけでありまして、民間金融機関からも、資金運用部の余裕金が深い霧に覆われてゐる、こういうふうな指摘をされてゐる面もございまして、財政当局は、第二予算というべき財政投融資について、この際、その全貌を国民の前に明らかにすべきであるというふう

に考えまして、われわれは一般及び特別会計予算について「歳出百科」を出したように、「財投百科」を作成したらどうか、こういうふうな要望している、提言をしているわけでありますが、この点はどういふふうにお考えでございましょうか。

○亀井説明員 御指摘の財政投融資の問題につきまして若干御説明を申し上げたいと存じます。

まさに先生から御指摘がございましたけれども、財政投融資自体につきましては、すでに昭和四十八年からすべて国会にお出しをいたしまして、それぞれ議決の対象となっておるわけでございます。御指摘の問題、産投会計であるとかあるいは運用部特会であるとかあるいは簡保特会であるとか、そういうのはそれぞれ特別会計等の予算といたしまして御議決をちょうだいをいたしておるという形になっておりますし、またその運用実績につきましても、決算参照書に添付をいたしまして国会にお出しをいたしておるところでございます。

また、その説明につきまして若干わかりにくいといったような御指摘がございました。財政投融資といふのは、財政的な意味で国会の御議決をいただくとともに、大変金融的な操作といふものもあるわけでございまして、各原資等が運用機関に回っておりますという表は御参考にお供しておりますけれども、そういった御指摘がございしますが、私も、国の予算の説明ということのパンフレットがございまして、国会にお出しをいたしておりますが、それにおきましても、財政投融資を、最後の「財政投融資計画の説明」というところで、数十ページにわたりますので参考にお供するため御説明をいたしておる次第でございます。

○神田委員 非常にわかりづらい使われ方をしているという点については、やはりある程度そういう事実もあるというふうに使われ方は考えております。また使われ方の問題で、官業と民業の境界線、これが一つ検討課題になっておりますけれども、財投の運用についてもこの問題がありま

す。たとえば開銀を通じて資金運用部の資金がホ

テル建設にまで貸し出されている、こういうようなことが言われておりますね。巨額の国債を押しつけられている民間金融機関は、開銀を通じて何

も資金運用部の資金をホテル建設にまで融資をする必要はないのじゃないか、こういうふうなことを言っておりますし、このまま財投がこういう形で融資先を拡大していくということは、不当に民

業を圧迫するという点にもなりかねないことでもありますし、また筋道から言いますと、大変筋が違ふというふうな思われることがあるわけであり

ますが、こういう点につきましては、行政管理局としまして、行政監察その他の問題でどういふふうに対応なさるおつもりがございしますでしょうか。

○中曾根国務大臣 最近の財投の肥大化、国民経済における重要性及びその使われ方に関しては、御指摘のような批判があることを私も承知をしております。

それで、まさに御指摘のように、これは官業と民業との境界線あるいはその機能との問題にも関係してくると思ひます。財投の将来や国民経済の将来、自由経済の将来、そういうもの等も考えながら、やはり財投といふものについて検討を加えるべきときが来ているのではないかと、恐らく第二臨調においても、そういう点は検討を加えられるのではないかと想像しております。

○神田委員 次に、大蔵省の方にお聞きしますが、これは行管の中曾根長官の方もこの前の委員会の質疑に答えまして、財政再建の一つの方策として国有財産の売却ということも考えられるのではないかと、あるいはようなお答えがあったようであり

ますけれども、大蔵省としましては、具体的にこの国有財産の売却の問題につきましても、どういふところをどんなふうな形でこれをなさるような考え方をもちておられますでしょうか。

○山口説明員 財政再建に大蔵省は省を挙げて取り組んでおまして、こういう折から国有財産をど

んどんどん売って民間に処分をして歳入を上げるべきではないかという御意見が各方面からあったわけでございますけれども、国有財産の現状をちょっと申し上げますと、昭和四十七年以来国有財産中央審議会の答申を受けまして、国有財産、特に土地は最近国有地が非常に少なくなつてまいりましたので、他方過疎問題、過密問題あるいは都市の再開発等を解決するにはどうしても国有地を有効に使わなければいかぬ、そのためには公用、公共用に最優先的に使ひ、主として処分の相手方は地方公共団体を最優先として、民間には処分しないということに鋭意やっております。この傾向は、現在もあるいは今後とも全然変わるというところが予想されておらず、現実には私どもの方に地方公共団体から、たとえば小学校とか保育所とかあるいは公園とかをつくりたいけれども土地がないかという要求が毎日のようにございまして、それに国有地が応じ切れないというのが現状であります。したがって、われわれとしては、そういう公用、公共用に現在欲しいあるいは今後欲しいというところは、やはり民間に売るといふことはふさわしくないというふうな考えをしまして、ただ、こういう折からすに、たとえば物納財産とかあるいは戦後それを借りまして住んでおるとかというふうないわゆる権利つき財産等につきましては、特定の人がその国有財産についてある権利を持っておりますので、公用、公共用優先で使うということができないものでござい

ます。そういうところは一生懸命努力をいたしまして、大いに処分を促進して、幾らでも、なるべく多くの国有財産収入を上げるといふふうな具体案を検討しております。鋭意取り組んでおります。

○神田委員 それは五十六年、五十七年、大変財政事情が苦しいところでありまして、いつごろくらいまででどういふふうな形でその取りまとめが行われるのでありましようか。

○山口説明員 五十六年度及び五十七年度についてどういふふうな姿になるのかという御質問でございますけれども、実はこの点につきましましては、どういふふうな財産の種目についての程度の数量という金額が上がるかという点につきましては、現在内部で検討中でありまして、まだ成案を得ておりませんので、これは後日案がまとまった段階で何らかの形で外部に発表されるのではないかと、こういうふうな思っております。

○神田委員 方針としては、かなり積極的にそういうふうな方向でいくということでございますね。

○山口説明員 先ほど申し上げましたように、昭和四十七年以降、公用、公共用優先ということをやっておりますので、そういう方向に即して現状の公用、公共用の需要がどれだけあるかというところをにらみながら、財政再建に少しでも協力するといふ意味においてできるだけ前向きに考えたい、こういうふうな思っております。

○神田委員 次に、行政ニーズに対応した行政の体系、機能のあり方、これを第二臨調の検討項目に入れる、こういうふうな長官は明らかにしております。行政ニーズに対応した行政の体系、機能のあり方、こういうことになりまして、一つにはすぐ情報公開制度の問題が出てくるわけであり

ますが、この情報公開制度についてはどういふ方向で今後検討を進めていくのか、この点はどうで

ございしますか。

○佐倉政府委員 情報公開法については、内閣官房が中心となつてそのあり方を検討しているところ

でございます。本年五月二十七日に各省庁の保有する情報の公開に關しまして「情報提供に關する改善措置等について」の閣議了解を行つたところでござい

ます。この閣議了解において、法制化の問題については諸外国における法制、その運用

実態について研究を行つた上、わが国の実情に合った情報公開に關する法制化の諸問題について幅広く検討を進めるといふことになつてゐるわけ

でございます。これに基づきまして、先ほど申し上げましたように、内閣審議室を中心にして検討が行

われてゐるものと承知してあります。

○神田委員 ちょっと先ほどの財投の関連で御質問しようと思つたのでありますが、長官にちよ

と御質問申し上げます。前に戻りまして大変恐縮であります。長官はいわゆる特殊法人の中での利益の上がっているものについての国庫納付金制度というふうなものを行政管理局として考えている、こういうふうな一部報道されましたが、この問題についての考え方はどういうふうなことでございましょうか。

○中曾根国務大臣 特殊法人につきましては、行管当局としても独自の立場からいろいろな点検をしております。先般来各省庁に対して、その所属する特殊法人の財務諸表の提出を正式に求めまして、それはもう到着しております。いろいろな点検をしておりますが、こういう財政窮乏の折からでありますので、それらの特殊法人においても国債を発行することをできるだけ減額する等に役立つように御協力願えないものか、こういう面から鋭意努力して検討してあるところでございます。

○神田委員 それは特定のものということではなくて、特殊法人全般についてのいわゆる財務諸表等の検討から利益の上がっているものについて協力をさせていく、こういうふうなことでございましょうか。

○中曾根国務大臣 特殊法人は千差万別でございまして、いろいろ性格も違いますし使命も違います。したがって、一律に扱うわけにはまいりません。したがって、一つ一つ点検をいたしまして、それが適当であるか、それが可能であるか、個別的に検討してあるところでございます。

○神田委員 これは政府の方が財政投資融資の資金計画、五十四、五十五年でも膨大な投資融資をしているわけですが、そういう中で非常に利益を上げていっているところも現実にあるわけでありまして、一部日本電信電話公社等の問題も触れられましたが、具体的に電信電話公社等についてもそういうふうな形で考えであるというように理解してよろしゅうございましょうか。

○中曾根国務大臣 特に電信電話公社を目指してやっております。特殊法人全般

について一つ一つ個別的に検討してあるところでございます。

○神田委員 検討の過程の中でどのぐらいの国庫納付金の増額が見込まれるというふうに試算されておられるでございましょうか。

○中曾根国務大臣 いま点検している最中でございまして、どの程度出てくるかまだ見当はついておりません。

○神田委員 この特殊法人の問題では、経営形態の見直し等が行政監視委員会の意見書等についても言われておりますけれども、いわゆる対象法人が秘密にされているというのは、これはまだ明らかにできないようなことがたくさんあるものでありましょ。公開をして一つ一つのものについて公表できるという段階でないというふうなことでございましょうか。

○中曾根国務大臣 あらかじめどの程度御協力願えるかというノルマを決めてやっておるわけではございません。何が適当であるか、そういうことでいまだ検討してあるものでございまして、まだ御報告申し上げる段階に至っておりませんのであります。

○神田委員 それでは前の質問に戻ります。この行政ニーズに対応した行政の体系、機能のあり方、この中ではいわゆるコンピュータ等の出現に伴いましてプライバシーの保護を求める国民の声も広がっております。これはこの前の委員会でもいろいろ議論がされておりましたが、プライバシー権の確立に関するOECDの理事会の勧告、これもなされました。わが党もさきにプライバシー保護法案の要綱を策定しまして、この早期立法化を強く政府に求めたいと思っております。政府は、この第二次臨調におきましてどうい

う方向でこのプライバシーの問題というものを検討するお考えでございましょうか。

○中曾根国務大臣 民社党のプライバシー保護の法案、私も拝見をいたしました。われわれの方もプライバシー保護につきましては前向きな姿勢でこれを検討したいと思っておりますので、民社党

の案も参考にさせていただきたいと思っております。第二次臨調でどういふふうにお取り上げになるかどうか、われわれはわれわれ独自の線でもた検討を加えておるところでございまして。

○神田委員 私は、ぜひともこれをひとつ強力に推進をしていただきたい、こういうふうな要望しておきます。

同時に、国民の立場から行政の公正な執行というものを求める意味からも、行政監察を行うオンブズマン制度の導入を何度か要請をいたしました。この四党合意の中でもそういうものがあるものであります。長官は国会でのことだから国会の方でうまくやれというふうなお話でございまして、これはその第二次臨調の中の検討課題といえます。検討項目の中には入るのでしょうか、どうでしょうか。どういふ方向でこの行政監察のオンブズマン制度というものを取り上げになるのでありましょ。

○中曾根国務大臣 第二次臨調でお取り上げになるかどうか、まだ判断をすることはできません。が、われわれの方も行政各部の内部におけるオンブズマン制度の可否についていろいろ検討を加えておるところでございまして。

○神田委員 国会で勝手にやれという答弁からは一歩前進だというふうな思っておりますが、これはひとつわれわれとしましては、この際やるのが一番時期的にもふさわしいし、そういう意味ではぜひこの第二次臨調の検討項目に入れるか、あるいはそうじゃなくて、政府の方で積極的にこの問題についての対応をお願いをしたい。要望しておきたいと思っております。

次に、第一次臨調の課題でありました行政手続法の立法化、これにつきましては第二次臨調にはどういふふうな形で御反映をなさるのでありましょ。

○林政府委員 非常に検討すべき課題の多いむずかしい問題でございまして、現在行政管理局でも勉強しておりますが、第二次臨調でやっていたかどうか、これから委員の先生方の意向等も

踏まえながら決めるところでございまして。

○神田委員 時間もありませんので……。行政監視委員会が意見書を出しました。この中で米の検査官の問題が出ております。これはどういふふうな形で進めていくかということにつきまして、農林省と行管でその時期等につきましてかなり食い違いがあるというふうな報道されておりますけれども、行政管理局としましては、この問題についてはどういふふうな考えでございましょうか。

○佐倉政府委員 問題はいろいろ多方面に関係するわけでございまして、先ほどの行政監視委員会の問題等につきましては、先ほどの行政監視委員会の御答申の中に、数カ年間に半分を減らすようにという趣旨の文言が入っております。これにつきまして、現在私どもの方と農林省の方でその具体策についていろいろと協議中でございまして。

○神田委員 最後に、中曾根長官にお尋ねをしたのであります。いわゆる行政改革は財政再建の一つの大きな決り手になるわけであります。そういうことでありますから、財政再建そのものについてもやはり厳しい注文なりしかりした取り組みを行管としても求めていくことは当然でございまして。そういう意味から財政再建法というのがいまにわかに研究され始めてまいりました。西ドイツ、ニューヨーク市あたりでは、いわゆる財政再建を推進するために財政再建法を制定しまして大変大きな成果を上げております。わが国におきましても、経団連を初めとして財政再建法の制定を求める声が高まっているわけでありま

すが、この問題についてどういふふうなお考えをお持ちでございましょうか。

○中曾根国務大臣 財政再建法に関する直接の主務官庁は大蔵省でございまして、われわれは余り干渉がましい、余り足を出し過ぎたことは控えたいと思っております。確かに西ドイツやニューヨークでやった例というものは参考になるものではないかと思っております。ただ、日本の場合に、各党によっている御意見もございまして、また日本国

内のさまざまな反応というものもありまして、独特の体質があるものでございますから、慎重に検討しなければならぬと思っております。

○神田委員 終わります。

○江藤委員長 次回は、来る十三日木曜日午前十一時理事会、十時三十分から委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時五十九分散会

臨時行政調査会設置法案

臨時行政調査会設置法

(目的及び設置)

第一条 社会経済情勢の変化に対応した適正かつ合理的な行政の実現に資するため、総理府に、附属機関として、臨時行政調査会(以下「調査会」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 調査会は、行政の実態に全般的な検討を加え、行政制度及び行政運営の改善に関する基本的事項を調査審議する。

2 調査会は、前項に規定する事項に関して、内閣総理大臣に意見を述べ、又は内閣総理大臣の諮問に答申する。

3 調査会は、前項の意見又は答申を、内閣総理大臣から国会に報告するように、内閣総理大臣に申し出ることができる。

(意見等の尊重)

第三条 内閣総理大臣は、前条第二項の意見若しくは答申又は同条第三項の申出を受けたときは、これを尊重しなければならない。

(組織)

第四条 調査会は、委員九人をもつて組織する。

(委員)

第五条 委員は、行政の改善問題に関して優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 前項の場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができ

ないときは、内閣総理大臣は、同項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

4 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

5 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

6 委員は、非常勤とする。

(会長)

第六条 調査会に、会長を置き、委員のうちから、内閣総理大臣が指名する。

2 会長は、会務を総理し、調査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(専門委員)

第七条 調査会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置く。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、会長の推薦により、内閣総理大臣が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

(資料提出その他の協力等)

第八条 調査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、行政機関及び地方公共団体の長並びに行政管理局設置法(昭和二十三年法律第七十七号)第一条第四号の二に規定する法人(次項において「特殊法人」という。)の代表者に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 調査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、行政機関及び特殊法人の運営状況を調査し、又は委員若しくは専門委員にこれを調査させることができる。

3 調査会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、第一項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(事務局)

第九条 調査会の調査事務その他の事務を処理させるため、調査会に、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

3 事務局長は、行政管理事務次官をもつて充てる。

4 事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理する。

(政令への委任)

第十五条第一項の表中動物保護審議会の項の次に次のように加える。

臨時行政調査会
権限に属せしめられた事項を行うこと。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)
5 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中第十二号の三を削り、第十二号の二の二を第十二号の三とし、第十九号の六の次に次の一号を加える。

十九の七 臨時行政調査会委員
別表第一官職名の欄中「行政監理委員会委員」を削る。

(この法律の失効)
6 この法律は、附則第一項の政令で定める日から起算して二年を経過した日にその効力を失

理由

社会経済情勢の変化に対応した適正かつ合理的な行政の実現に資するため、行政制度及び行政運営の改善に関する基本的事項を調査審議する機関として、総理府に臨時行政調査会を置く必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。